

第6期川崎市男女平等推進行動計画 ～かわさき☆かがやきプラン～（案）

（令和8(2026)年度～令和11(2029)年度）

川崎市

令和8(2026)年2月

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 計画の一体的な策定	3
(1) 一体的に策定する意義	3
(2) DV被害者支援との関係性	3
5 計画策定の背景	3
(1) 世界の動向	4
(2) 国の動き	4
(3) 川崎市の状況	5
6 これまでの取組状況、現状と課題	10
(1) 第5期行動計画の取組状況	10
(2) 第3期DV防止基本計画の取組状況	13
(3) 現状と課題	15
第2章 計画の基本的な考え方・目標	31
1 基本的な考え方	31
2 目標及び数値目標	31
3 施策・事業体系	32
4 第6期行動計画体系図	34
第3章 施策の展開	36
目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	36
基本施策1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	37
基本施策2 男女共同参画の視点に立った理解の促進	38
目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	41
基本施策3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大	41
基本施策4 働く女性・働きたい女性の活躍推進	42
基本施策5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現	44
基本施策6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭 生活への男性の参画促進	47
基本施策7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	48
目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進	50
基本施策8 地域活動における男女共同参画の推進	50
基本施策9 男女共同参画の視点による地域での課題解決や支援の推進	52
基本施策10 生涯を通じた健康支援	56
目標Ⅳ 男女共同参画の視点に立った困難な問題を抱える女性等への支援	58
基本施策11 困難を抱えた女性等に対する支援の推進	58
基本施策12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	60
第4章 計画の推進について	64
1 推進体制	64
2 計画の点検・評価	66
参考資料	68
1 用語解説	68
2 計画策定の経過	73
3 男女共同参画関連年表	74
4 男女平等かわさき条例	78
5 川崎市男女平等推進審議会規則	80
6 川崎市男女共同参画センター条例	81
7 男女共同参画社会基本法(抄)	83
8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	86
9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	92
10 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	100

本計画における用語の使用について

「男女平等」とは誰もが性別にかかわらず、人権が尊重され、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができることを意味します。本市では「男女平等かわさき条例」に基づき「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を進めてきました。近年は、平成 27 (2015) 年に国連でSDGs (持続可能な開発目標) の目標 5 が「ジェンダー平等」として位置付けられたことを受け、持続可能な社会を形成する上でジェンダー平等が重要だという認識が広まっています。ジェンダーとは、生まれ育った環境から生じる男女の違い (性差) や、社会的に決められた男女の役割 (性役割) などを表す言葉です。SDGs の目標 5 は、これまでの「男女平等」に向けた取組と方向性を共有するものであり、本計画では、条例に基づく箇所では「男女平等」を、SDGs を踏まえた箇所では「ジェンダー平等」を使用しています。

なお、男女平等及びジェンダー平等の達成に向けては、男女が均等に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが重要です。国では、平成 11 (1999) 年に、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会として「男女共同参画社会」を位置付けました。本市においても、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けては、性別にかかわらず、一人ひとりが個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」を形成することが重要だという認識のもと、施策を推進していきます。

※なお、本文中で「*」をつけている用語の注釈は、参考資料の「用語解説」に掲載しています。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、平成13(2001)年10月に「男女平等かわさき条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

平成16(2004)年5月には、条例に規定する基本理念に基づき、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「行動計画」という。)を策定し、その後、社会状況の変化に対応しながら取組を充実させ推進していくために、平成21(2009)年3月に第2期行動計画を、平成26(2014)年3月に第3期行動計画を、平成30(2018)年3月に第4期行動計画を策定しました。そして、令和4(2022)年3月には、新型コロナウイルス感染症の拡大や若年層に対する性暴力被害への深刻化を踏まえて、第5期行動計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。この度、第5期行動計画の計画期間が令和7(2025)年度で終了することに伴い、また、男女共同参画社会の形成に向けて社会状況の変化に的確に対応するため、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする第6期行動計画を策定します。

また、男女共同参画社会を形成する上で重要な課題であるDV¹防止と被害者への支援については、平成22(2010)年3月に「川崎市DV被害者支援基本計画」を、平成7(2015)年3月に「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、令和2(2020)年には、被害の複雑化と被害者状況の多様化などの課題に対応するため、「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」(以下「第3期DV防止計画」という。)を策定し取組を進めてきました。

令和2年(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、女性により深刻な影響をもたらし、その背景に、就労における男女格差や相対的な女性の経済的状況の脆弱さに加え、既に存在していた固定的な性別役割分担意識^{*}等に基づく構造的な問題、生活不安や外出自粛による在宅時間の増加等による女性に対する暴力の増加や深刻化が顕在化しました。令和4(2022)年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」(以下「女性支援法」という。)が成立し、福祉の増進、人権の擁護、男女平等の実現が基本理念として示されました。

このような状況において、条例の理念である男女平等施策を推進するためには、固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画に係る教育・啓発、女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランス^{*}推進、DV被害者支援、困難な問題を抱える女性への支援などに向けて、相互に関連する多様な施策を一体的に推進することが求められています。

このため、本市では、第6期行動計画の策定に当たり、第5期行動計画から継続して「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第160号)」(以下「基本法」という。)及び「女性の

¹ 「^{*}」がついている用語については、用語解説で定義等を掲載しています。

職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村計画とするだけでなく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」（以下「DV防止法」という。）及び女性支援法に基づく市町村計画として一体的に策定することとし、第 3 期 DV 防止計画の計画期間を第 6 期行動計画の計画期間と合わせるため、1 年間延長しました。

また、令和 5（2023）年に市長から川崎市男女平等推進審議会に対して第 6 期行動計画の策定の考え方について諮問し、令和 7（2025）年 3 月に同審議会から、計画策定に当たって重要な事項について答申を受けました。審議会からの答申を尊重し、その内容を踏まえ第 6 期行動計画を策定します。

本市は、第 6 期行動計画に基づき、男女共同参画の視点から施策を計画的かつ総合的に推進し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて一層の取組を進めます。

答申で示された「計画策定に当たって重要な事項」

- (1) 女性支援法に基づく市町村基本計画の策定及び困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援の推進
- (2) あらゆる領域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 働く場における女性活躍推進及び男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- (4) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に係る広報・啓発・教育の推進
- (6) 男女共同参画の視点に立った地域防災やまちづくりの推進
- (7) 男女共同参画を推進する体制の充実

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、条例第 8 条に基づき定めるもので、国の基本法第 14 条の「市町村男女共同参画計画」とします。
- (2) 本計画は、川崎市総合計画第 4 期実施計画及び本市各種計画との整合性を図りながら推進してきます。
- (3) 本計画は、女性活躍推進法第 6 条に規定されている「市町村推進計画」です。
- (4) 本計画は女性支援法第 8 条、DV防止法第 2 条の 3 に規定された市町村計画です。
- (5) 本計画は、平成 27(2015)年度に国連で採択された「SDGs」における 17 の目標の一つである「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」、「目標 10 人や国の不平等をなくそう」、「目標 16 平和と公正をすべての人に」と方向性を共有するものです。



3 計画期間

本計画の期間は、川崎市総合計画の実施計画期間と合わせ令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化、計画の取組状況などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の一体的な策定

（1）一体的に策定する意義

女性支援法では、基本理念として「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」が規定されており、国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有するとともに、市町村は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めることが求められています。

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、困難な問題を抱える女性の人権を擁護するとともに、困難な問題を抱える女性の支援に関する事項を男女平等推進計画の一部として位置付けることで、条例第3条で規定している「男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する」役割を担っています。女性支援は、単なる個別支援にとどまらず、社会に存在する不平等や性別による役割分担、慣行等により生じる不利な状況を是正し、男女共同参画社会の実現に直結する重要な取組です。

また、DVをはじめ、性暴力や虐待といった様々な暴力は重大な人権侵害であり、こうした被害者及び性に起因する多様な困難な問題を抱える女性への個々への支援と、啓発や教育など社会全般に係る施策を相互に連携して取り組むことは、男女平等の実現に寄与するものです。

このことから、第6期行動計画は、女性支援法に基づく市町村計画を、男女共同参画社会基本法及びDV防止法に基づく市町村基本計画と一体的に策定します。一体的な計画とすることで、相談体制の強化、緊急時の保護、生活再建支援、就労や居住支援、地域での居場所づくりなどを総合的に進めることができます。これにより、支援を受ける方にとっても分かりやすく、切れ目のない支援が実現し、行政や関係機関が同じ方向を向いて取り組むことで、地域全体で女性の人権を守り、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進していきます。

（2）DV被害者支援との関係性

困難な問題を抱える女性としての支援対象者の中には、DV被害者も含まれますが、DV被害者については、加害者から危害を加えられるおそれがあることから居所の秘匿が必要となることや、DV防止法では男性も支援の対象となっていること等、特有の事情があります。一方、困難な問題を抱える女性への支援においては、学校生活や就労などを継続しながら、地域の中で様々な関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが重要で

す。これまで取り組んできたDV防止法に基づく取組との重なりを意識しながら、本人の意思を尊重し、それぞれの状況等に応じた最適な支援を行う必要があります。

5 主な環境変化等

(1) 世界の動向

国際社会においては、平成7(1995)年の第4回世界女性会議*において採択された「北京宣言及び行動綱領」がジェンダー平等*に向けた国際的基準となり、以降5年ごとに世界全体で進捗と課題を振り返る取組が行われてきました。平成27(2015)年9月には、持続可能な開発サミット*において、地球上誰一人として取り残さない(Leave no one behind)社会の実現に向け、SDGsが採択されました。SDGsでは、17の目標のうち5番目を「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と位置付け、国際的な取組の加速化が図られています。令和2(2020)年に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まり、生活、社会、経済に深刻な影響が顕在化したことを受け、国連女性機関(UN Women)は、感染症による危機下において女性・女児に対する暴力が急増している状況について、各国への重点的な対応を要請する声明を発出しました。

コロナ禍が収束した現在においても、社会経済の不安定化が続く中で、ジェンダー*の視点に立った政策立案と具体的な取組は、一層重要となっています。しかしながら、令和7(2025)年に世界経済フォーラム*が公表した「ジェンダー・ギャップ指数2025」で、日本は148か国中118位と低い順位となっており、特に、経済分野(148か国中112位)と政治分野(148か国中125位)が低く、主要7か国(G7)で最下位となるなど、男女平等や女性活躍の取組において国際的に遅れを取っている状況も明らかになっています。

(2) 国の動き

国においては、平成11(1999)年に基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、男女共同参画社会の形成の促進や女性活躍推進に関する施策を推進してきました。

まず、雇用分野では、平成27(2015)年に制定された女性活躍推進法が令和4(2022)年に改正され、情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加され、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は当該項目の公表が義務付けられました。令和7(2025)年の改正では、令和18(2036)年3月末まで同法の有効期限の延長が行われ、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は「男女の賃金の差異」「管理職に占める女性労働者の割合」の公表が義務付けられることとなりました。また、改正法では、女性の職業生活における活躍の推進は、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨が基本原則において明確化されるとともに、法の基本方針の記載事項の一つにハラスメント対策が位置づけられました。

次に、女性への就労支援と同じく重要な男性の育児参加については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」が令和6(2024)年に改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護

離職防止に向けた仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られました。さらに、同法改正の趣旨を踏まえ、女性活躍推進法に基づく基本方針においても「働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す」ことが示されています。加えて、パートやアルバイト就業者、特に育児・介護を担う有配偶女性が就労を抑制する要因「年収の壁*」に対応するため、令和5(2023)年度から「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始されるとともに、令和7(2025)年3月に税制改正関連法が成立し「年収103万円の壁」が見直され、課税最低額が最大「160万円」に引き上げられました。

女性に対する暴力に関しては、令和5(2023)年のDV防止法の改正により、接近禁止命令等の申立てができる被害者に「自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた者」が追加され、保護命令の発令要件に精神的暴力も含まれるようになったほか、被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設等の保護命令制度の拡充や、保護命令違反の厳罰化が定められました。平成29(2017)年に110年ぶりに改正された刑法の性犯罪規定については、令和5(2023)年の改正は、強制性交等罪が「不同意性交等罪」に変更となり、同意がない性行為は犯罪であることの明確化や、性交同意年齢の引き上げ、性犯罪の公訴時効期間の延長等もなされました。さらに、若年層に対する暴力として、アダルトビデオ出演被害により、将来にわたって出演者の心身や私生活に重大な被害が生じている現状を踏まえ、令和4(2022)年に「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和4年法律第78号)」（AV出演被害防止・救済法）が制定されました。

女性がそれぞれに抱える困難な問題とその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を早期から切れ目なく包括的に受けられる体制を整え、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現を目指すことを目的に、令和4(2022)年に女性支援法が制定されました。同法では、女性支援における国や地方公共団体の責務が明記されるとともに、民間団体を含む様々な関係機関と連携・協力して、多様な支援を包括的に提供する体制を整備に努めることが求められています。

このように、国は男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組を進めてきたところであり、現行の第5次計画が2025年度末で終了することを受けて、「第6次男女共同参画基本計画」(以下「第6次計画」という。)について、昨今の社会情勢の変化を踏まえ、令和7(2025)年8月に素案が公表され、意見募集を経て、現在策定作業が進められています。

さらに、こうした取組を進めるうえで、各地域における男女共同参画センターの果たす役割が一層重要となっていることから、令和7(2025)年に「独立行政法人男女共同参画機構法* (令和7年6月27日号外法律第79号)」が成立し、本市においても第6次計画及び「独立行政法人男女共同参画機構法」に基づく対応が求められています。

(3) 川崎市の状況

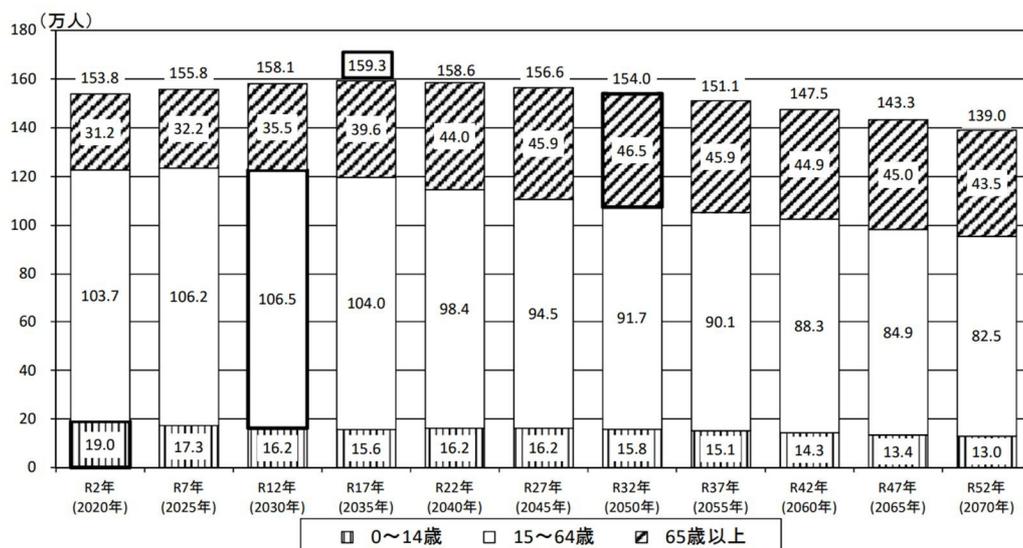
川崎市では、平成13(2001)年10月に条例を施行し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を進めてきました。また、川崎市における男女共同参画施策の推進に当たっ

では、川崎市の男女平等施策の推進拠点である川崎市男女共同参画センターが、「調査・研究」、「相談」、「情報収集及び提供」、「市民の学習、研修及び交流の活動の支援」など幅広い事業を実施してきました。これまで、第1期から第5期までの行動計画に基づき取組を推進してきたところですが、川崎市を取り巻く人口構成や社会情勢も変化しており、こうした変化に対応した施策の推進が求められています。

ア 人口・世帯構成の状況

日本の社会全体では総人口の減少が進む中、川崎市では人口増加が続いており、令和7(2025)年9月1日現在、総人口は155万8,411人となっています。しかし、今後は少子高齢化が進展することが見込まれており、令和7(2025)年度に公表された「将来人口推計」(図表1)では、人口は令和17(2035)年頃まで増加を続け、その後人口減少へ転換し、令和32(2050)年頃には現役世代が約2人で1人の高齢者を支えると予想されています。

[図表1] 川崎市の将来人口推計



(資料) 川崎市総合計画の改定に向けた将来人口推計

本市の15歳以上人口を配偶者関係別にみると、男女ともに未婚者の割合が増加し、令和2(2020)年現在、全体の人口に占める未婚者の割合は男性が41.1%、女性は30.2%となっています(図表2)。また外国人人口は増加傾向にあり、令和2(2020)年現在、総人口に占める割合は2.99%と、21大都市の中で6番目に高くなっています(図表3)。

世帯数については、令和7(2025)年9月現在、795,778世帯と増加を続けていますが、核家族化の進行や単独世帯の増加により1世帯当たりの人員は減少しています。家族類型別の世帯数と割合(図表4)を見ると、令和2(2020)年の単独世帯の割合は45.7%と、前回調査の43.2%からさらに増加しています。対して核家族世帯の割合は減少傾向にあり、その内訳をみると、夫婦のみの世帯と男親又は女親と子どもからなる世帯が総数に占める割合は横ばい状況である一方で、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。今後も

世帯の小規模化が進み、特に高齢単身世帯は継続して増加することが見込まれます。

[図表 2] 配偶関係別 15 歳以上人口

年次	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
	実数 (人)									
平成 12年	561 798	225 079	301 102	10 391	14 851	516 561	144 549	299 938	46 911	20 554
17年	596 941	245 860	317 231	11 848	17 883	554 947	157 276	316 050	53 249	26 010
22年	625 484	229 615	332 809	11 929	18 224	600 354	162 226	333 316	54 731	26 593
27年	653 408	263 901	351 573	15 015	22 919	634 853	185 042	351 934	65 087	32 790
令和 2年	678 469	278 604	358 638	15 808	25 419	670 215	202 489	362 409	69 339	35 978
	総数に占める割合 (%)									
平成 12年	100.0	40.8	54.6	1.9	2.7	100.0	28.2	58.6	9.2	4.0
17年	100.0	41.5	53.5	2.0	3.0	100.0	28.5	57.2	9.6	4.7
22年	100.0	38.7	56.2	2.0	3.1	100.0	28.1	57.8	9.5	4.6
27年	100.0	40.4	53.8	2.3	3.5	100.0	29.1	55.4	10.3	5.2
令和 2年	100.0	41.1	52.9	2.3	3.7	100.0	30.2	54.1	10.3	5.4

(注) 平成27年及び令和2年は不詳補完値による。平成22年以前は総数に不詳を含む。

(出典) 川崎市の人口(1) 令和2年国勢調査結果報告書

[図表 3] 21 大都市の外国人人口

都 市	外国人人口			外国人人口の割合(%)		都 市	外国人人口			外国人人口の割合(%)	
	平成27年	令和2年	増減率(%)	平成27年	令和2年		平成27年	令和2年	増減率(%)	平成27年	令和2年
	札幌市	8 983	13 872	54.4	0.46		0.70	名古屋市	61 804	81 412	31.7
仙台市	10 722	13 514	26.0	0.99	1.23	京都市	37 855	44 025	16.3	2.57	3.01
さいたま市	16 356	26 928	64.6	1.29	2.03	大阪市	90 406	138 064	52.7	3.36	5.02
千葉市	18 828	28 382	50.7	1.94	2.91	堺市	11 250	14 891	32.4	1.34	1.80
東京都区部	354 112	471 569	33.2	3.82	4.84	神戸市	36 999	45 987	24.3	2.41	3.02
川崎市	30 556	46 026	50.6	2.07	2.99	岡山市	9 425	13 650	44.8	1.31	1.88
横浜市	74 659	103 591	38.8	2.00	2.74	広島市	15 503	19 625	26.6	1.30	1.63
相模原市	11 335	18 316	61.6	1.57	2.52	北九州市	10 245	14 314	39.7	1.07	1.52
新潟市	4 229	5 342	26.3	0.52	0.68	福岡市	29 144	38 671	32.7	1.89	2.40
静岡市	7 208	10 856	50.6	1.02	1.57	熊本市	4 275	6 669	56.0	0.58	0.90
浜松市	18 044	23 618	30.9	2.26	2.99	大都市平均	41 045	56 158	40.2	1.74	2.38
全国(参考)	1 912 530	2 747 137	43.6	1.50	2.18						

(注) 不詳補完値による。

(出典) 川崎市の人口(1) 令和2年国勢調査結果報告書

[図表 4] 家族類型別の世帯数と割合 (川崎市)

	総数(世帯の家族類型)	親族世帯										非親族を含む世帯	%	単身世帯	%	(再掲)3世代世帯	%
		核家族															
		不詳除く	夫婦のみの世帯	%	夫婦と子供から成る世帯	%	男親または女親と子供から成る世帯	%	核家族以外の世帯	%							
H12(2000)	539,836	539,836	94,029	17.4	167,744	31.1	35,752	6.6	33,166	6.1	3,879	0.7	205,266	38.0	20,542	3.8	
H17(2005)	592,578	592,578	107,665	18.2	170,909	28.8	40,683	6.9	32,863	5.5	5,807	1.0	234,651	39.6	19,116	3.2	
H22(2010)	660,400	660,344	114,906	17.4	181,210	27.4	45,400	6.9	29,698	4.5	8,500	1.3	280,630	42.5	17,045	2.6	
H27(2015)	689,886	681,701	119,855	17.6	184,855	27.1	47,026	6.9	26,211	3.8	9,106	1.3	294,648	43.2	14,517	2.1	
R2(2020)	745,988	745,901	129,421	17.4	192,437	25.8	51,569	6.9	22,427	3.0	9,332	1.3	340,715	45.7	11,595	1.6	

※上記図表の「子供」には、20歳以上を含む。

(資料) 平成 12(2000)・17(2005)・22(2010)・27(2015)、令和 2(2020)年国勢調査

イ 企業や働く人の状況

川崎市には約4万の民営事業所があり、全国的に事業所数は減少していますが、本市の事業所数は増加傾向にあります。また、事業所のうち99%以上が従業員300人未満となっており、従業員300人未満の事業所で働く人の割合は約77%となっています(図表5)。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業のほか、情報化、サービス化といった産業構造の変化に伴い、「情報通信業」「学術研究、専門・サービス業」「医療、福祉」の事業所の増加が顕著になっています(図表6)。川崎市の15歳以上の就業者は令和4(2022)年には男性が約51万6千人、女性が約41万1千人で男女ともに増加を続けています(図表7)。所得階級別にみると、男性で最も多い所得層は「400～499万円(構成比14.6%)」で、次いで「300～399万円(13.7%)」、「200～299万円(11.3%)」の順となっています。一方、女性で最も多い所得層は「200～299万円(20.2%)」、次いで「100万未満(20.0%)」、「300～399万円(16.0%)」となっています(図表8)。

[図表5] 事業所数及び従業者数の推移(川崎市)

従業者規模別	事業所数				従業者数			
	平成28年 (参考)	令和3年	増減率 (%)	構成比 (%)	平成28年 (参考)	令和3年	増減率 (%)	構成比 (%)
総数	40,934	41,223	0.71	100.0	543,812	547,471	0.7	100.0
1～4人	21,403	21,697	1.4	52.6	47,703	46,971	△1.5	8.6
5～9人	8,575	8,262	△3.7	20.0	56,365	54,625	△3.1	10.0
10～19人	5,524	5,648	2.2	13.7	75,410	77,200	2.4	14.1
20～29人	2,219	2,349	5.9	5.7	52,578	55,628	5.8	10.2
30～49人	1,580	1,541	△2.5	3.7	59,520	57,458	△3.5	10.5
50～99人	813	883	8.6	2.1	55,366	60,091	8.5	11.0
100人以上	596	609	2.2	1.5	196,870	195,498	△0.7	35.7
100～199人	329	333	1.2	0.8	44,913	45,201	0.6	8.3
200～299人	107	104	△2.8	0.3	25,849	25,488	△1.4	4.7
300人以上	160	172	7.5	0.4	126,108	124,809	△1.0	22.8
出向・派遣従業者のみ	224	234	4.5	0.6				

(出典) 令和3年経済センサス-活動調査結果(確報)

[図表 6] 産業別事業所数及び従業者数の推移（川崎市）

産業大分類	事業所数				従業者数				1事業所 当たり 平均 従業者数
	平成28年 (参考)	令和3年	増減率 (%)	構成比 (%)	平成28年 (参考)	令和3年	増減率 (%)	構成比 (%)	
A～R 全産業(S公務を除く)	40,934	41,223	0.7	100.0	543,812	547,471	0.7	100.0	13.3
A～B 農林漁業	64	74	15.6	0.2	650	561	△ 13.7	0.1	7.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	3,829	4,108	7.3	10.0	30,420	31,236	2.7	5.7	7.6
E 製造業	3,034	2,838	△ 6.5	6.9	68,482	68,560	0.1	12.5	24.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	23	41	78.3	0.1	1,626	685	△ 57.9	0.1	16.7
G 情報通信業	678	930	37.2	2.3	38,364	35,867	△ 6.5	6.6	38.6
H 運輸業、郵便業	1,330	1,248	△ 6.2	3.0	36,745	34,806	△ 5.3	6.4	27.9
I 卸売業、小売業	8,844	8,150	△ 7.8	19.8	100,393	105,391	5.0	19.3	12.9
J 金融業、保険業	469	456	△ 2.8	1.1	8,893	7,851	△ 11.7	1.4	17.2
K 不動産業、物品賃貸業	3,853	4,349	12.9	10.5	15,772	17,190	9.0	3.1	4.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,716	2,159	25.8	5.2	32,983	24,081	△ 27.0	4.4	11.2
M 宿泊業、飲食サービス業	5,827	4,848	△ 16.8	11.8	53,534	45,674	△ 14.7	8.3	9.4
N 生活関連サービス業、娯楽業	3,476	3,208	△ 7.7	7.8	20,298	18,319	△ 9.7	3.3	5.7
O 教育、学習支援業	1,407	1,515	7.7	3.7	21,819	21,624	△ 0.9	3.9	14.3
P 医療、福祉	4,178	4,841	15.9	11.7	71,516	85,460	19.5	15.6	17.7
Q 複合サービス事業	143	144	0.7	0.3	3,524	3,430	△ 2.7	0.6	23.8
R サービス業(他に分類されないもの)	2,063	2,314	12.2	5.6	38,793	46,736	20.5	8.5	20.2

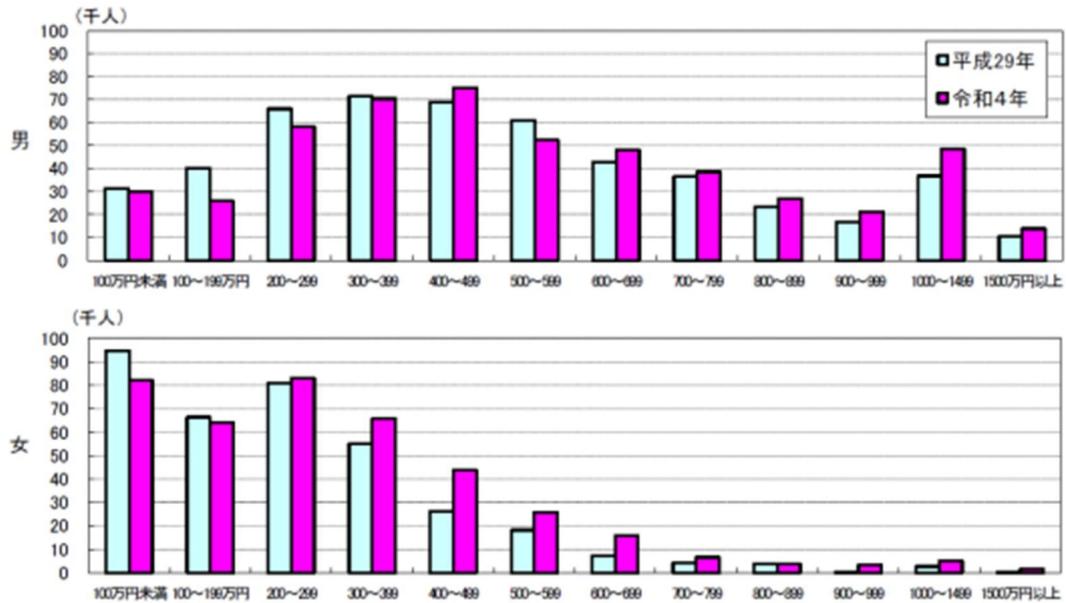
(出典) 令和3年経済センサス-活動調査結果(確報)

[図表 7] 男女、就業状態別 15 歳以上人口（平成 29 年、令和 4 年）

男 女		15歳以上 人口	有業者 総数	仕事		無業者 総数	家事		通学を している者	有業率
調査年次	年次			が 主な者	は 従な者		をし ている者	をし ている者		
総 数	平成 29年	1,313.0	875.1	729.2	145.9	438.0	214.9	74.9	66.6	
	令和 4年	1,357.2	926.1	779.5	145.8	431.1	199.1	73.2	68.2	
男	平成 29年	663.8	508.6	487.1	21.5	155.2	23.1	36.6	76.6	
	令和 4年	681.2	515.5	493.4	21.6	165.8	23.3	43.0	75.7	
女	平成 29年	649.2	366.4	242.1	124.4	282.8	191.8	38.3	56.4	
	令和 4年	676.0	410.7	286.1	124.2	265.3	175.8	30.1	60.8	

(出典) 令和4年就業構造基本調査結果

[図表 8] 男女、所得階級別有業者数（平成 29 年、令和 4 年）（川崎市）



（出典）令和 4 年就業構造基本調査結果

6 これまでの取組状況、現状と課題

（1）第5期行動計画の取組状況

第5期行動計画では、男女共同参画に係る教育や啓発がより一層必要となっている状況を踏まえ、目標Ⅰとして「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」を設定しました。そして、女性のキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の家庭生活への参画は一体的に行うことが望ましいことから、目標Ⅱを「家庭」と「働く場」を併せた「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」に、さらに地域特性を踏まえた取組の推進は引き続き重要であることから、目標Ⅲを「地域における男女共同参画の推進」として3つの基本目標を掲げ、その下に11の基本施策、46の施策を体系的に位置付け取組を進めてきました。主な取組状況と目標の達成状況は次のとおりです。

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

- 男女共同参画の理解の促進に向け、毎年6月23日から6月29日までを「川崎市男女平等推進週間」とし、パネル展示やイベントを実施しました。また多くの市民が男女共同参画について身近に考えるきっかけとなるよう、同推進週間に合わせて、男女共同参画センターでは「すくらむ21まつり」を開催しました。11月12日から11月25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間中は、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけ、被害者が「ひとりで悩まず」相談につながれるよう相談窓口の周知を図りました。令和5（2023）年度の市役所本庁舎竣工後は、市役所本庁舎を運動のシンボルカラーであるパープル・カラーにライトアップし、取組をアピールしています。
- 男性は仕事中心の生活となりやすく、家庭生活や地域活動への参加が難しい状況を踏

まえ、男女共同参画センターでは、男性が主体となって企画運営を行う「イクメン研究所」を通じ、父親を対象にした子育てサロン等を開催しました。近年は育児と介護の両方を担う男性も増えていることから、市民団体との協働事業として男性向けのダブルケア*の勉強会の開催にも取り組んでいます。

- 男女共同参画社会の形成に向けては、市職員がその重要性を理解し、男女共同参画の視点に立った施策を推進していくことが重要であることから、第5期行動計画では市職員の意識改革の中に、新たにアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）*とジェンダー統計（男女で比較可能な集計の実施）*への理解促進を位置付け、会議や研修、eラーニングを活用した啓発を実施しました。

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

- 審議会等委員へ女性の参加を促進するため、委員選任の際は審議会等所管部署と事前協議を実施するとともに、毎年度「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」を取りまとめ、現状の課題や今後の方向性の検討を行ってきました。
- 市役所における女性活躍等に向けて、川崎市では令和4(2022)年3月に、「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」と「川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を統合し、「川崎市特定事業主行動計画」を策定しました。同計画では「女性職員のキャリア形成のサポート」、「子育て支援等に係る制度利用の促進」、「仕事と家庭を両立できる働きやすい職場環境づくり」の3つを柱に掲げ、全ての職員が生活と仕事とを両立し活躍するために必要な職場環境・職場風土づくりを推進しています。
- 女性が様々なライフイベントに対応しながら希望する働き方が実現できるよう、川崎市就業相談窓口「キャリアサポートかわさき」では、女性向け就職準備セミナーや託児サービス付き相談を実施しています。男女共同参画センターでは、就労継続・再就職支援に向けた相談支援や、川崎市産業振興財団や日本政策金融公庫と共催した女性起業家のための相談会の実施、市内企業や在勤の女性を対象とする女性リーダー養成講座を含めた学習研修事業など、一人ひとりのニーズに沿った働き方を支援しています。
- 市内中小企業の女性活躍を推進することを目的に、平成30(2018)年度に「かわさき☆えるぼし」認証制度*を創設しました。制度創設から8年目となる令和7(2025)年度現在、160社が「かわさき☆えるぼし」認証企業として認証され、市内中小企業における女性活躍推進の取組が広まりつつあります。

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

- 川崎市では、平成17(2005)年に、市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現を目指す場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク*」を設立しました。ネットワークでは、毎年度、年間のテーマ設定を行い、テーマに基づいた「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催しました。
- 川崎市では令和3(2021)年度から「内閣府地域女性活躍推進交付金*」を活用し、孤立や困難を抱えながらも相談や支援に繋がるのが難しい女性に対し、居場所事業等を

実施しています。令和6(2024)年度は居場所事業等に参加した女性を対象とする出張夜間相談事業や、心身の不調を理由に医療機関への受診にハードルを感じている方などへの精神科医による心理面に寄り添った相談を実施しました。

- 男女共同参画センターでは、市民活動団体「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト」と協働し、出前形式で地域防災訓練等において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進に向けた啓発を行いました。
- 川崎市では、性的マイノリティ*当事者によるパートナーシップ宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和2(2020)年7月に創設しました。令和8(2026)年1月8日現在、178組のカップルが宣誓しています。また当事者が自治体間で住所を移動する場合の手続きの簡素化、精神的・経済的負担の軽減を図る目的で、令和2(2020)年12月から相模原市との都市間連携を開始しています。

数値目標の達成状況

第5期行動計画では、図表9のとおり8つの数値目標を設定して取組を進めてきました。計画策定時の数値と現状値を比較すると、8項目中7つの項目で数値が改善し、性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合、市職員に占める育児休業取得者割合、「かわさき☆えるぼし」認証企業数に係る目標については目標値を達成しました。しかしながら、現時点で目標に至っていない項目が5つあり、特に、政策・方針決定過程に係る目標である審議会等委員及び市役所課長級に占める女性の割合は、ともに今後も取組が必要な状況となっています。

【図表9】〔第5期行動計画の数値目標〕

項目	計画策定時 【年度】	現状値 【年度】	目標値 【令和7年度】
性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合（男女が平等になっていると思う市民の割合）	38.9% 【令和3年度】	41.9% 【令和5年度】	40%以上
審議会等委員に占める女性の割合	31.2% 【令和3年度】	35.1% 【令和7年度】	40%以上
女性委員ゼロの審議会等の数	22 【令和3年度】	19 【令和7年度】	0
市役所課長級職員に占める女性の割合	24.0% 【令和3年4月1日 現在】	25.8% 【令和7年4月1日 現在】	30% 【令和8年4月1日 まで】

就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数	236人 【令和2年度】	263人 【令和6年度】	278人以上
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合	76.8% 【令和2年度】	74.7% 【令和6年度】	80%以上
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合	17.8% 【令和2年度】	72.1% 【令和6年度】	30%以上
「かわさき☆えるぼし」認証企業数	83 【令和3年度】	160 【令和7年度】	100以上

(2) 第3期DV防止基本計画の取組状況

第3期DV防止計画では、複雑化するDV被害や被害者の多様な状況に応じた支援が求められている状況を踏まえ、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図り、被害者支援を担う機関の組織的対応力の向上や、職員の専門性の確保と継承に向けた職員研修等の充実、女性相談支援員と各専門職の協働や、庁内関係部署や関係機関等の連携などに取り組んできました。またDVを未然に防ぎ、DVを許さない社会づくりのためには、市民のDVに関する理解を深めていくことが重要であることから、広報物や動画配信等によるDV相談窓口の周知と併せて、DVの形態等に関する啓発も推進しました。特に若年層に対しては、将来的な被害者及び加害者にならないための教育を推進していくことが重要であることから、デートDVに関する啓発の対象拡大を図り、現在、市内中学生、高校生、大学生に向けたワークショップ型の予防啓発を行っています。

〔第3期DV防止計画の数値目標〕

図表10のとおり、第3期DV防止計画における8つの数値目標について、計画策定時から比較すると夫婦間における行為を暴力と認識する人の割合や「デートDV」の認知度については数値の改善が見られました。しかしながら、相談できる窓口の認知度は33.1%に低下しており、DV被害に遭った際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合も、56.3%（女性48.1%、男性67.9%）と目標の達成には至らず、相談しなかった人の割合は、特に男性が高くなっています。なお、相談しなかった理由について、男女ともに「相談しても、解決すると思わないから」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が多くなっています。

〔図表10〕〔第3期DV防止計画の数値目標〕

項目	計画策定時 【平成30年度】	現状値 【令和5年度】	目標値 【令和5年度】
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合	①78.6%	①83.9%	①87.0%

①「平手で打つ」(身体的暴力)	②68.5%	②74.4%	②78.0%
②「殴るふりをしておどす」(精神的暴力)	③78.9%	③83.5%	③88.0%
③「必要な生活費を渡さない」(経済的暴力)	④88.4%	④91.3%	④98.0%
④「性的な行為を強要する」(性的暴力)	⑤57.9%	⑤69.1%	⑤62.0%
⑤「交友関係や電話を細かく監視する」(社会的暴力)			
「デートDV」という言葉とその内容の認知度	39.8%	61.0%	45.0%
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度	34.0%	33.1%	40.0%
DV被害にあった際に、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	52.9%	56.3%	45.0%

※目標値の設定が令和5年度となっているのは、当初の計画期間が令和5年度までとなっていたことによる。

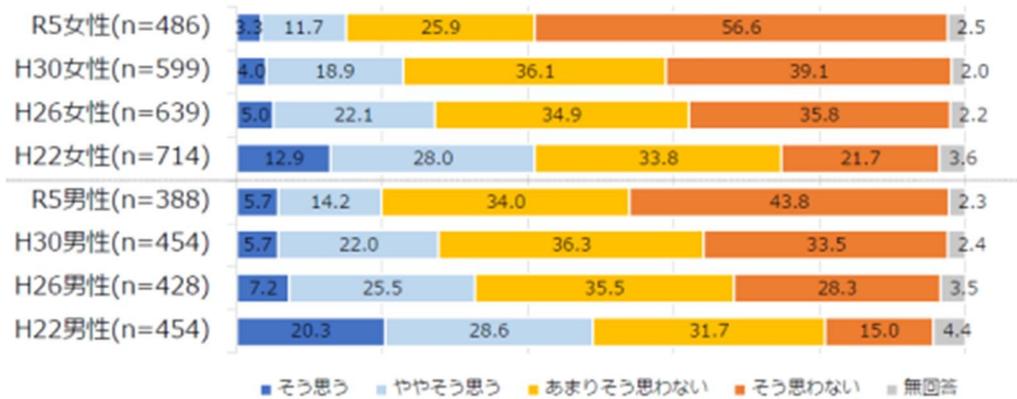
(3) 現状と課題

ア 男女共同参画やジェンダー平等に係る理解

現状 市民の意識や男女共同参画施策に関する認知度の状況

全ての個人が、性別にかかわらず、社会のあらゆる場において個性や能力を発揮するためには、男女共同参画やジェンダー平等に関する理解が、市民の中に浸透することが重要です。ライフスタイルや世帯構成、仕事と生活を取り巻く環境が変化する中、「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましい」という固定的な性別役割分担意識については、図表 11 のとおり「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合は男女ともに経年で減少しています。また、図表 12 のとおり女性が職業を持つことについて、男女ともに「子どもの有無にかかわらず職業を続ける方がよい」と考える人の割合が増加しており、男女共同参画に向けた意識の醸成は徐々に進んでいます。

[図表 11] 「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましいか」について (川崎市)

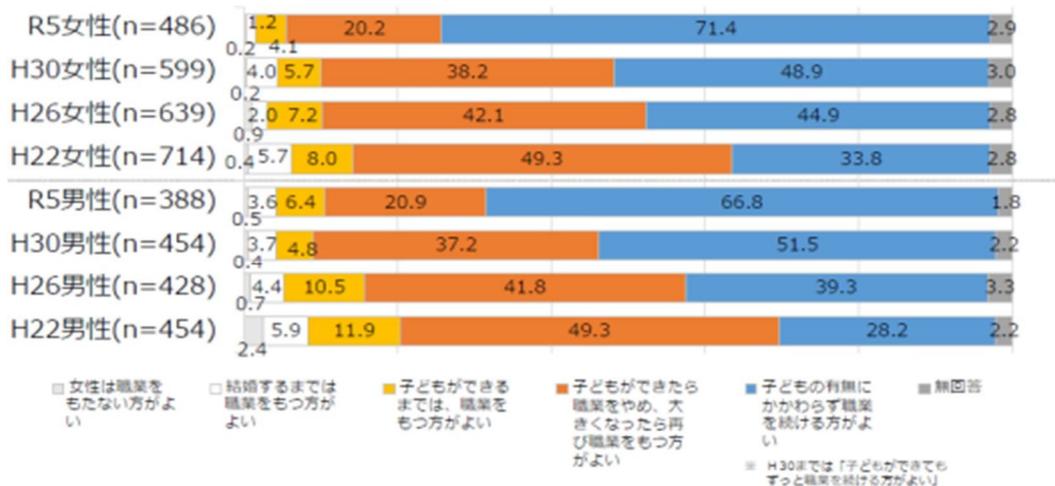


ベース：全対象者

(%)

(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (令和 5 (2023) 年)

[図表 12] 「一般的に、女性が職業をもつことについて」 (川崎市)



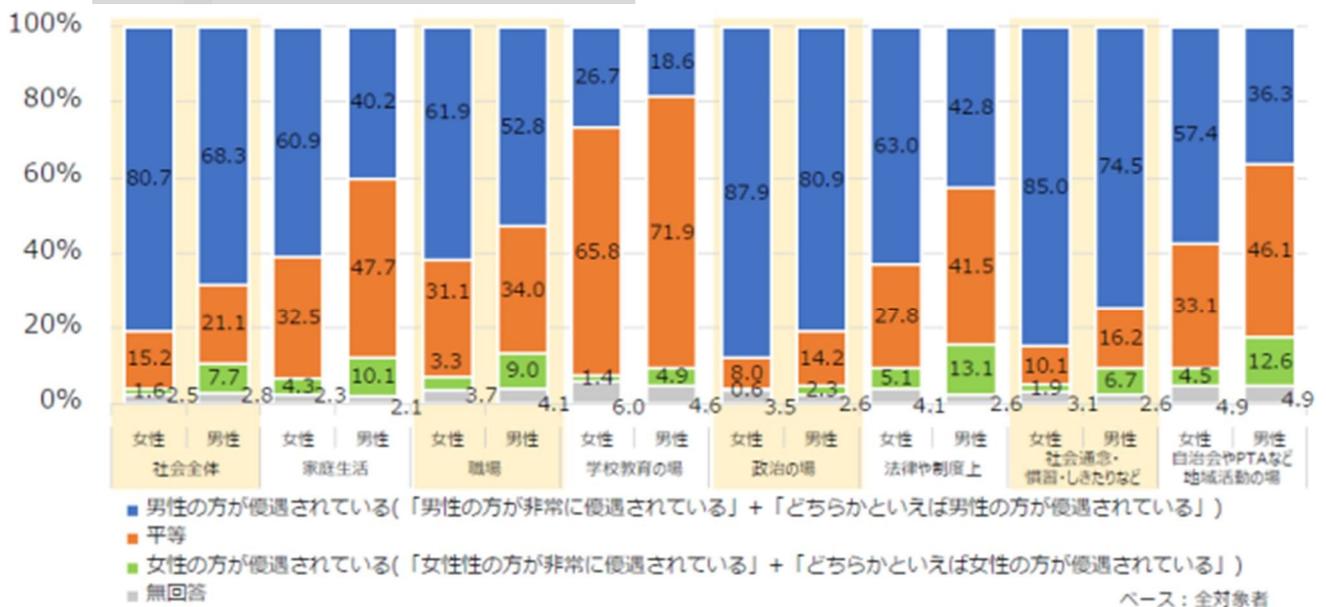
ベース：全対象者

(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (令和 5 (2023) 年)

一方で、図表 13 のとおり、社会全体における男女の地位の平等感については、男性の方が優遇されていると回答した割合が男性で7割弱、女性で8割を超えており、特に職場や政治の場、社会通念や慣習・しきたりにおいて、「男性が優遇されている」と感じている割合が高い状況も見られます。このため、引き続き意識啓発等の事業と併せて各領域における女性の参画拡大を推進していく必要があります。

また、幼少期から性別による固定的な性別役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基礎を築くためにも、学校教育や地域において多様な生き方を選択できる力を育むことが重要です。

【図表 13】 男女の地位の平等感（川崎市）

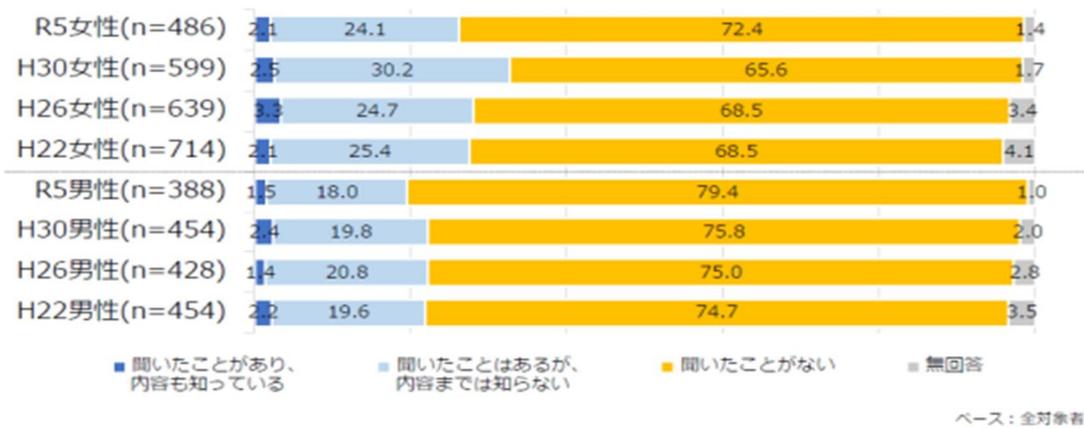


(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和 5 (2023) 年）

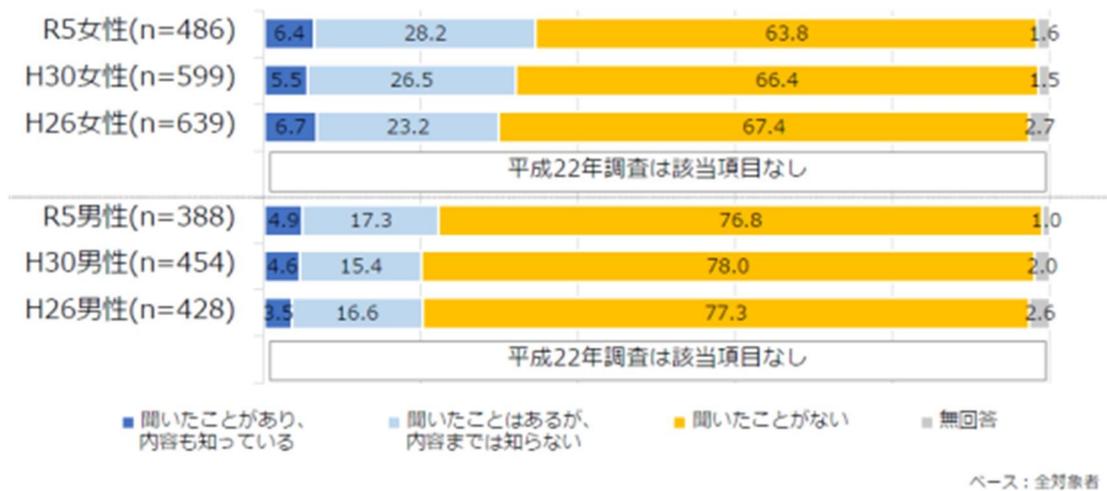
男女共同参画に関する理解の促進においては、本計画や川崎市男女共同参画センターが市民に身近な存在として認知され、地域に根差した男女平等施策が推進されることが重要ですが、図表 14 のとおり「男女平等かわさき条例」の認知度は男性 19.5%、女性 26.2%、「川崎市男女共同参画センター」の認知度は男性 22.2%、女性 34.6%となっており、十分に認知されているとは言えない状況が続いています。

[図表 14] 男女平等施策の認知度（川崎市）

男女平等かわさき条例



川崎市男女共同参画センター



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和5（2023）年）

課題1 男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進

男女共同参画社会の形成に向けては、その阻害要因となる固定的な性別役割分担意識を解消していくとともに、性に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消することが重要です。市民の意識は経年で変化していますが、男女共同参画が持続可能な社会に向けた重要な課題として認識が進むよう、関心の高い層だけではなく、男性、若年層、企業、地域で活動する関係団体など、幅広い層を対象に啓発を推進するとともに、SNS*など多様な媒体を活用しながら、効果的な広報手段を検討し、市民全体の意識改革や理解促進に引き続き取り組むことが必要です。また、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けては、性的マイノリティの人々を含めた全ての個人が、性別にかかわらず多様な生き方を選択できることが必要であり、同性カップルをはじめ、独身、事実婚、ひとり親など、様々なライフスタイルが尊重される意識の醸成を図ることも求められます。

さらに次世代を担う若年層が人権意識や男女平等意識を育む上で、学校や地域での教育

は男女共同参画社会の基盤を形成する重要なものです。発達段階に応じた人権教育や、性別などに基づくあらゆる暴力の防止に向けた予防啓発、多様な生き方・働き方を可能とするキャリア教育や理工系分野における女性の進路選択支援を推進するとともに、教員や保護者等の男女共同参画に関する認識を深めていく必要があります。

課題2 男女共同参画を推進する体制の充実

男女共同参画社会の形成においては、施策を推進する市職員が男女平等について十分に理解し、性別による固定的な役割分担意識を抱かせない広報資料の作成や、男女で異なるニーズがあることを把握するジェンダー統計の実施、またそうしたデータに基づいて男女間の格差を改善するポジティブ・アクション（積極的是正措置）*の視点を踏まえ取り組んでいくことが重要です。しかしながら、一部の施策においては、依然として女性が育児などのケア役割を担うことを前提とした表現や内容が見られるとともに、各施策においてジェンダー統計やポジティブ・アクションの必要性が十分に理解されていない状況が見られます。

また男女共同参画センターは、開設以降、本市における男女共同参画施策の拠点施設として、調査研究等を通じて、本市における男女共同参画の課題やニーズを把握し、男女共同参画の視点に立った災害対策に積極的に取り組むなど課題解決に向けた特色ある事業を推進してきました。センターがその役割をさらに発揮していくためには、センター機能の一層の充実を図るとともに、庁内関係部署、市民、地域の関係団体・関係機関等と連携しながら事業の積極的な展開を行える体制を整備することが必要です。

さらに、地域における男女共同参画の推進においては、民間団体を含む多様な主体による連携体制を構築することが重要です。「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」は、川崎市内で活動する民間団体等が地域において「身の回りから」、「手の届く範囲から」男女共同参画を推進するために必要な意見・情報の交換や情報発信を行ってきました。今後も、市の施策の推進に当たっては、条例の理念に基づき、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが重要であり、男女共同参画ネットワークや民間団体との連携を充実させていくことが求められています。

第6期行動計画への反映

第6期行動計画では、目標Iを「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」として位置付け、市民や市職員に対する啓発に取り組みます。特に、男女共同参画社会の形成においては、若年層における意識の醸成、男性にとっての男女共同参画の意義や、性の多様性についての理解の促進が重要であるため、これらの取組を重点的に行っていきます。また、市職員に向けた啓発については、市のあらゆる施策において男女共同参画の視点が徹底されるよう、条例や行動計画の周知を図るとともに、施策の推進で重要なジェンダー統計、ポジティブ・アクションの視点等について理解を促進していきます。

⇒第6期行動計画への反映：目標I基本施策1、2

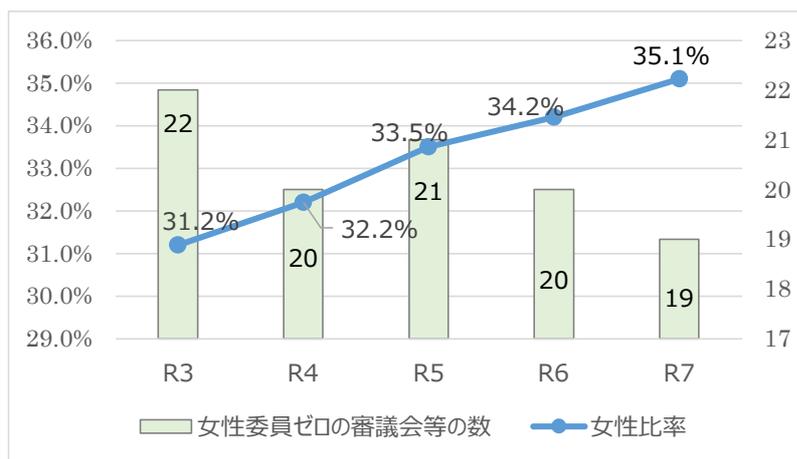
イ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

現状1 政策・方針決定過程における女性の参画状況

政策・方針決定過程における女性の参画は、女性の活躍を推進し女性の経済的自立を高めるといった観点だけでなく、男女が互いに対等な立場で、一人ひとりが性別にかかわらず個性や能力を發揮できる男女共同参画社会を実現するためにも重要です。しかしながら、日本の政策・方針決定過程の場における女性の参画は、国際社会と比べ非常に遅れた状況となっており、川崎市においても、市の審議会等委員及び課長級職員に占める女性の割合について目標を設定し、政策・方針決定過程における女性の参画拡大に取り組んできましたが、目標を達成していない状況にあります。

市の審議会等委員に占める女性の割合は、令和7(2025)年度までに40%とすることを目標に取り組んできました。図表15のとおり、女性の割合の数値は経年で改善傾向にあるものの、令和7(2025)年度は35.1%となっています。また、女性委員ゼロの審議会等の数は19となっており、計画策定時から大きな変化が見られない状況です。

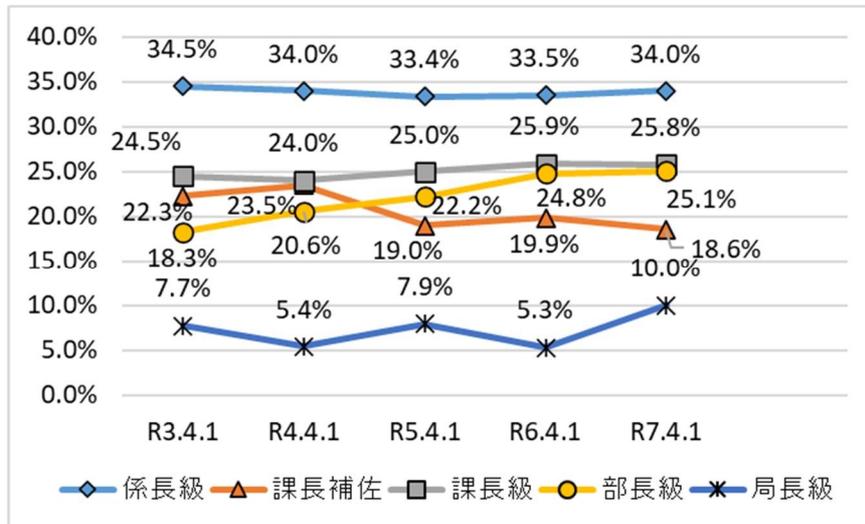
[図表15] 審議会等委員に占める女性の割合及び女性委員ゼロの審議会等の数(川崎市)



(資料) 市民文化局調べ

市役所の課長級職員に占める女性の割合は、令和7(2025)年度までに30%とすることを目標に取り組んでおり、図表16のとおり、年々増加はしているものの、令和7(2025)年4月1日現在、25.8%に留まっています。また、役職別に見ると、課長級、部長級、局長級は上昇傾向にありますが、今後課長級に昇格するうえで重要となる課長補佐は減少傾向、係長級は横ばいの状態となっています。

[図表 16] 市役所管理職に占める女性の割合（川崎市）



（資料）総務企画局調べ

課題1

市の政策・方針決定過程において、多様な意見が公平・公正に反映されることは、市民生活に好影響を与えるとともに、バランスの取れた質の高い行政サービスの実現に繋がるため、市は目標達成に向けて具体的な対策を講じ、企業等に対して行政が率先して取組を進めていく姿勢を示す必要があります。また、政治・経済・行政・地域など、あらゆる分野における方針決定過程への女性の参画を進めるためには、女性の活躍推進に向けた理解の促進、人材の育成の観点からのロールモデルやキャリア形成の情報提供、目標値の設定などによるポジティブ・アクション（積極的是正措置）への理解の拡大が重要であり、地域の事業者や団体に向けて、広く意識啓発や情報発信を行い、積極的な取組に繋がるよう働きかけていく必要があります。

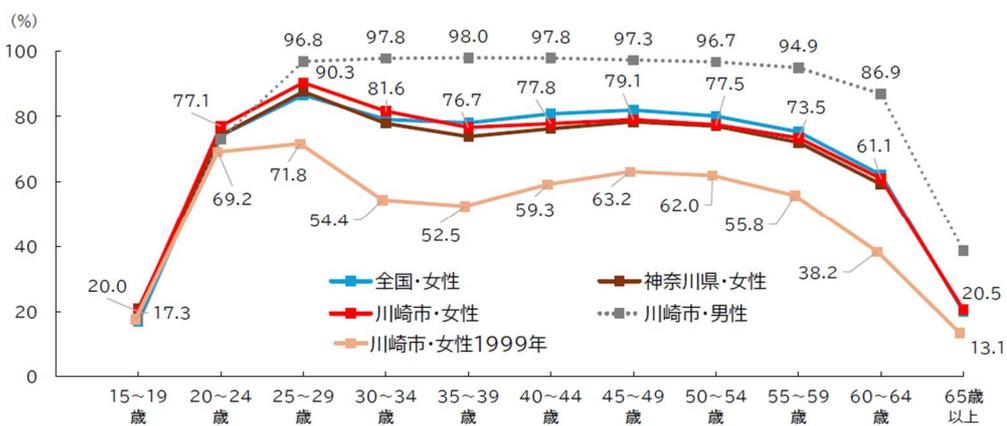
現状2 働く場における女性活躍推進

女性活躍推進法の成立以降、国の方針の中で企業等における女性活躍の推進や女性のキャリア形成、男性の家庭生活の参加に向けた取組が重点化され、女性の採用・育成・登用、男女間賃金差異に関する情報開示や、女性のキャリア形成支援、仕事と育児・介護の両立支援など、近年、働く場における男女共同参画の推進に向けた取組は充実が図られてきました。本市においても女性の就労支援や「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じた企業への働きかけを行ってきました。

こうした取組から、図表 17 のとおり、就労の場では女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ*については全国的に解消傾向にあり、川崎市も改善傾向にあります。しかしながら、女性の就業形態をみると非正規雇用が多く、川崎市でも女性の 51.8%が非正規雇用労働者であり、年代が上がるにつれて増加する傾向があります（図表 18）。近年ではこうした状況を踏まえ、女性の正規雇用率が 20 代後半でピークを迎えた後、低下を続けるL字カーブ*という

新たな課題も提起されています。また、非正規雇用と正規雇用の間では給与等の処遇面で格差も存在しており、男性と比べて女性の非正規雇用労働者が多い結果、男女間の賃金差異が生じる要因にもなっています。

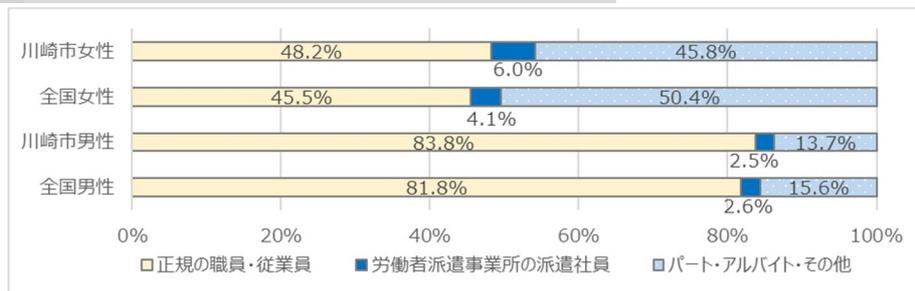
[図表 17] 年齢階級別労働力率（全国・川崎市）



労働力率（%）＝（労働力人口／15歳以上人口）×100

（資料）川崎市の人口（3） 令和2年国勢調査結果報告書及び令和2年国勢調査就業状態等基本集計結果（神奈川県の概要）を基に市民文化局作成

[図表 18] 正規・非正規雇用者の割合（全国・川崎市）



（資料）令和2（2022）年国勢調査を基に市民文化局作成

男女 従業上の地位	就業者数					割合(%)				
	総数	15~29歳	30~44歳	45~59歳	60歳以上	総数	15~29歳	30~44歳	45~59歳	60歳以上
総数 1)	717 354	131 629	221 015	243 533	121 177	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者	614 143	123 474	200 431	209 447	80 791	87.5	97.2	92.1	87.1	69.3
正規の職員・従業員	426 974	86 596	160 509	147 493	32 376	60.8	68.1	73.7	61.3	27.8
労働者派遣事業所の派遣社員	23 648	3 648	7 926	8 823	3 251	3.4	2.9	3.6	3.7	2.8
パート・アルバイト・その他	163 521	33 230	31 996	53 131	45 164	23.3	26.1	14.7	22.1	38.8
役員	37 593	830	6 020	14 740	16 003	5.4	0.7	2.8	6.1	13.7
自営業主	42 460	2 486	9 800	13 842	16 332	6.1	2.0	4.5	5.8	14.0
家族従業者	7 612	304	1 485	2 404	3 419	1.1	0.2	0.7	1.0	2.9
男 1)	401 196	66 554	124 293	138 347	72 002	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者	331 226	61 438	110 901	114 308	44 579	84.6	96.4	90.8	83.8	64.3
正規の職員・従業員	278 385	45 295	102 525	106 332	24 233	71.1	71.1	83.9	78.0	34.9
労働者派遣事業所の派遣社員	8 192	1 386	2 445	2 347	2 014	2.1	2.2	2.0	1.7	2.9
パート・アルバイト・その他	44 649	14 757	5 931	5 629	18 332	11.4	23.2	4.9	4.1	26.4
役員	29 657	553	4 717	11 982	12 405	7.6	0.9	3.9	8.8	17.9
自営業主	29 244	1 572	6 101	9 542	12 029	7.5	2.5	5.0	7.0	17.3
家族従業者	1 474	179	426	528	341	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5
女 1)	316 158	65 075	96 722	105 186	49 175	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者	282 917	62 036	89 530	95 139	36 212	91.2	97.9	93.7	91.4	76.7
正規の職員・従業員	148 589	41 301	57 984	41 161	8 143	47.9	65.2	60.7	39.6	17.3
労働者派遣事業所の派遣社員	15 456	2 262	5 481	6 476	1 237	5.0	3.6	5.7	6.2	2.6
パート・アルバイト・その他	118 872	18 473	26 065	47 502	26 832	38.3	29.2	27.3	45.6	56.9
役員	7 936	277	1 303	2 758	3 598	2.6	0.4	1.4	2.7	7.6
自営業主	13 216	914	3 699	4 300	4 303	4.3	1.4	3.9	4.1	9.1
家族従業者	6 138	125	1 059	1 876	3 078	2.0	0.2	1.1	1.8	6.5

（資料）令和2（2022）年国勢調査

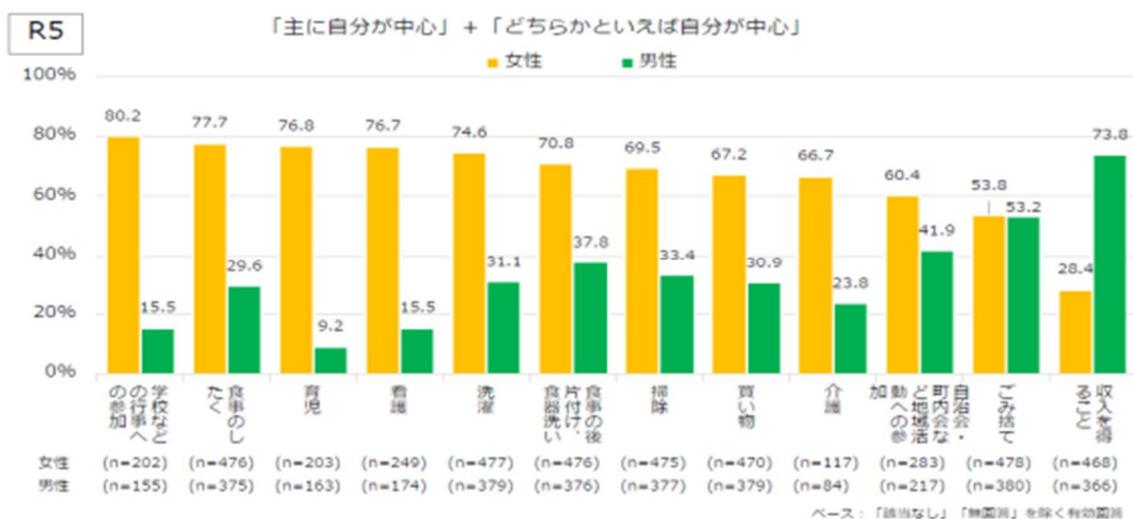
課題2

女性の就業状況は、近年全国的な傾向と同様に本市でも改善傾向にあります。雇用形態は就労が不安定となりやすい非正規雇用が過半数近くとなっています。こうした状況を踏まえ、一人ひとりの女性がライフイベントに合わせて希望する働き方が実現でき、また経済的困窮に陥ることなく生活ができるよう、就業継続及び再就職等のための就労支援や、起業を含む多様な働き方やキャリア形成支援を推進していく必要があります。また雇用者が働く産業や職業については、依然として性別による偏りがあり、近年は学術・技術分野における理工系分野やデジタル分野など、従来女性の少なかった分野への進出を支援していく必要性も提起されています。

現状3 ワーク・ライフ・バランスの状況

共働き夫婦や単独世帯が増加する中、仕事と家庭生活及び地域活動のバランスを取りながら、一人ひとりの状況に応じて多様な生き方が選択できることがより一層重要となっています。しかしながら、女性の就労は拡大しながらも、図表 19 のとおり「家庭内での分担状況」を見ると、家事や育児・介護は依然として女性に偏っている状況があります。こうした状況は女性が仕事と子育て・介護等を両立するために、長期的に非正規雇用という形態を選択せざるを得ない状況を作ることによってキャリア形成を阻害するだけでなく、男女間の生涯賃金の差異や高齢期の女性の貧困に繋がる要因となります。また、長時間労働の是正や、育児休業の取得に向けた職場での体制整備や意識改革が求められている状況があります。さらに、企業によるワーク・ライフ・バランス推進は拡大傾向にあります。大企業と中小企業の間で取組状況に差が見られる状況となっています（図表 20）。

[図表 19] 家庭内での分担状況（川崎市）



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書（令和5（2023）年）

[図表 20] ワーク・ライフ・バランスへの取組を行っている企業の割合（川崎市）

		R1	R2	R3	R4	R5
全体		74.0	76.8	79.1	80.0	77.6
規模別	大企業	94.6	96.6	98.6	98.0	95.9
	中小企業	67.9	70.9	74.7	77.1	74.9

（出典）令和元年度～令和5年度 川崎市労働白書

課題3

女性の就業支援と併せて、長時間労働の是正など働き方の見直しや、男性の育児・介護休業取得促進など、男性の家庭生活への参加に向けた支援を推進していくことが必要です。誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて、企業に対して雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保の周知、非正規雇用の処遇改善、性別による固定的な業務分担の見直し、能力開発の十分な機会の提供などの取組の実施を促していくことも求められます。

第6期行動計画への反映

第6期行動計画では、目標Ⅱを「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」とし、まず女性活躍に重要な政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大、働く場における女性の活躍推進を進めるとともに、誰もが働きやすい環境づくりに向けた仕事と生活の調和の実現、家庭生活への男性の参画促進、多様な働き方の確保に向けた企業への取組の推進を位置付けて、取り組んでいきます。

⇒第6期行動計画への反映：目標Ⅱ基本施策3、4、5、6、7

ウ 地域における男女共同参画の推進

現状1 男女共同参画の視点に立った地域防災やまちづくりの推進

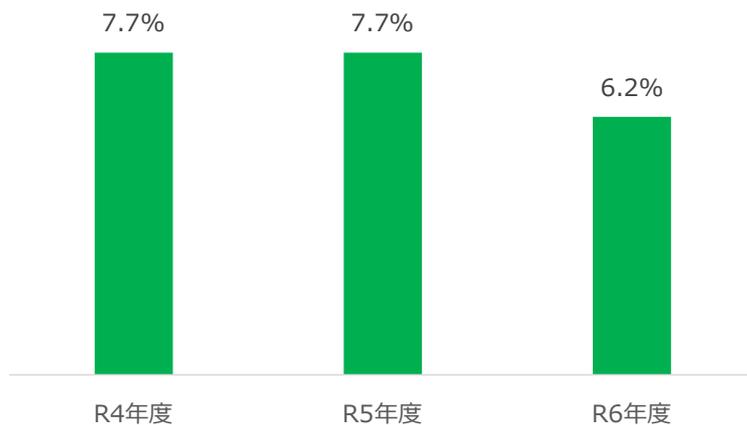
地震や風水害など大規模災害による影響は、全ての人の生活を脅かすと同時に、性別、年齢、国籍、障害などの属性によって異なる影響をもたらす、女性や子どもなど弱い立場にある人々がより深刻な影響を受けることが指摘されています。そうした影響は平時からの固定的な性別役割分担意識に拠ることも大きく、実際に、東日本大震災や能登半島地震をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所や物資提供において性別によるニーズの違いが配慮されない課題や、災害時においては平常時よりもDVや性暴力被害が生じやすいといった課題が顕在化してきました。

本市では、避難所運営マニュアルで、高齢者、障害者、妊産婦、外国人などを要配慮者として記載するなど、配慮が必要な場合は臨機応変に対応することを明記するとともに、各区役所では、地域の人が参画する避難所運営会議を中心に、固定的な性別役割分担意識にとらわれない炊き出しや、多様な属性の者への配慮に向けたプライベートルームの活用など、地域住民が中心となって活発な検討が行われてきました。また、男女共同参画センターは危機

管理本部と連携し、市内7区全ての自主防災組織に対して、男女共同参画の視点からの地域防災活動の啓発を行うなど、中心的な役割を担ってきました。

しかしながら、行政や地域の関係団体が地域の防災体制を協議する場である防災会議の女性参加比率については、令和6（2024）年6月1日現在、6.2%となっており、例年10%以下となる状況が続いています。また地域防災組織における女性リーダーの数は依然として少数に留まっています（図表21）。

〔図表21〕 防災組織に占める女性委員の割合（川崎市）



（資料）市民文化局

課題1

地域防災の取組に男女共同参画の視点が浸透するよう、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、男女共同参画の視点から防災対策に取り組んでいく必要があります。職員や地域に向けて継続的な研修や意見交換、ワークショップ等を通じた啓発活動を推進し、庁内関係部署と地域が連携して男女共同参画の視点に立った防災体制を構築していくことが引き続き重要です。また、地域防災における女性の参画拡大に向けて、市役所内部の危機管理担当部局や防災会議、地域の防災組織においては、女性が積極的に地域防災の意思決定の場に参加できるよう取組を進めるとともに、女性が防災の重要な担い手であるという意識啓発を推進することも求められています。

現状2 貧困等生活上の困難に直面する女性への支援や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障

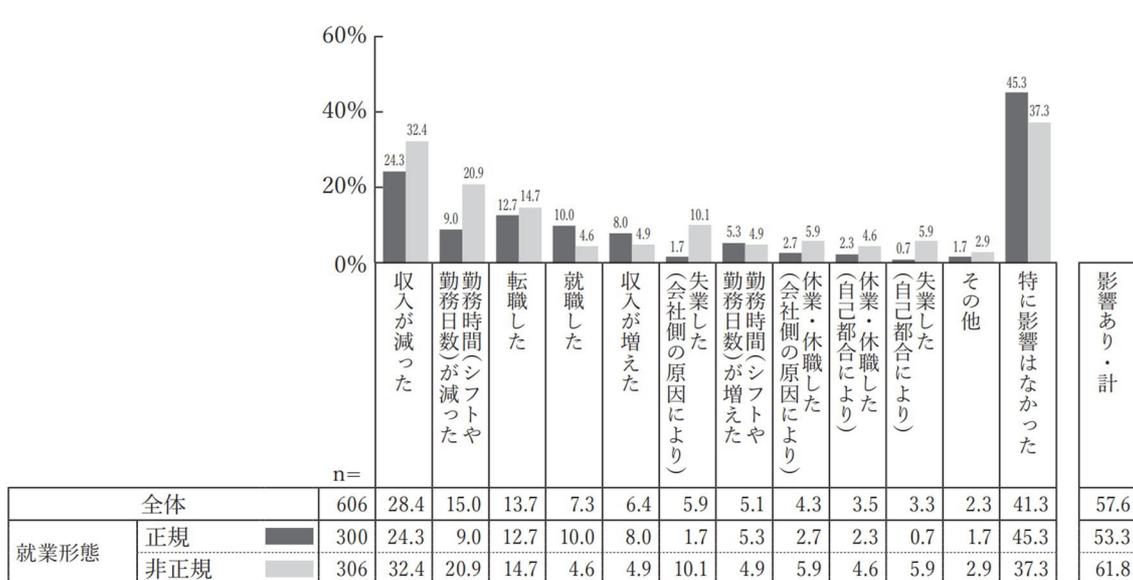
令和3（2021）年度に実施した、市内在住の非正規雇用で働く「シングル女性」（無配偶（未婚・非婚・離婚・死別）の女性）を対象にした調査では、非正規シングル女性は正規シング

ル女性に比べて、雇用、収入が不安定であり（図表 22）、また行政等の支援や各種制度の存在を認識しているにもかかわらず、「自分が対象か分からない」といった理由で利用しない者が多いことが把握されました（図表 23）。

この調査結果に基づき、男女共同参画センターでは、内閣府地域女性活躍推進交付金を活用し、令和 4（2022）年度から孤独・孤立を抱える女性を対象に、関係機関と連携しながら非正規シングル女性を対象とした居場所づくり事業等を行ってきました。同事業では、キャリアや健康問題、家族関係など複合的な問題を抱えながらも、これまで行政支援につながってこなかった人も多く参加する状況が見られます。

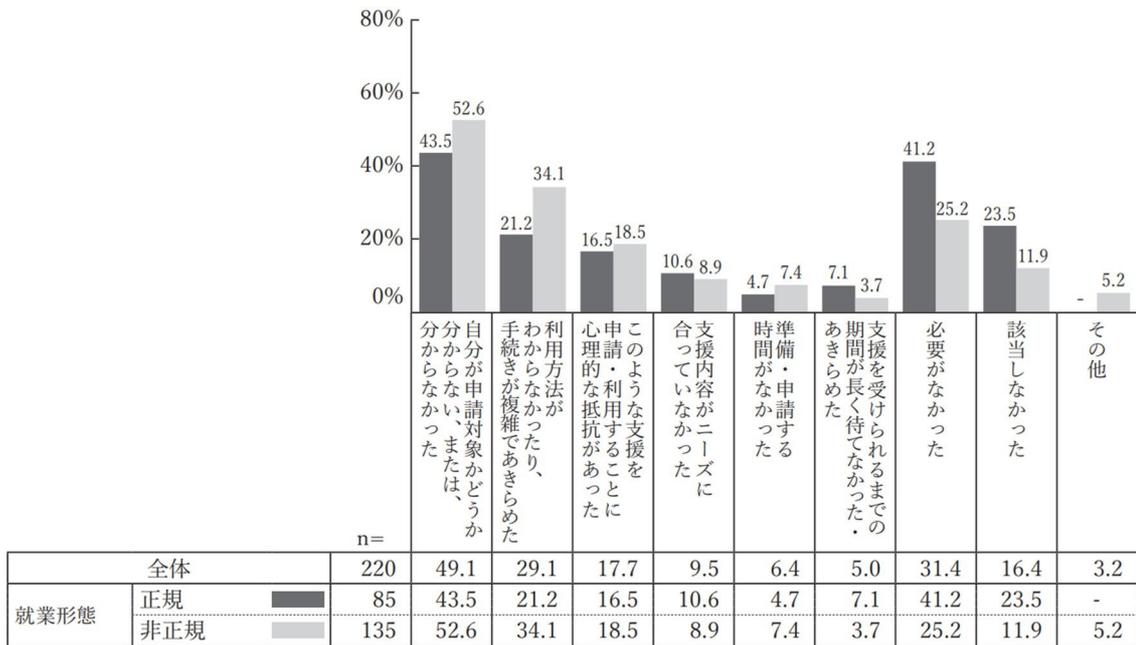
また、誰もが妊娠や出産、子育てについて、自分の意思に基づいて選択、決定でき、必要な支援を受けられることは、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利*）の観点から重要ですが、若年女性が予期しない妊娠により孤立出産に至るケースも生じています。このような方の中には、支援情報が届かない方や支援をためらう方など、支援にたどり着かない女性がいる現状があります。

〔図表 22〕 コロナ禍による仕事への影響



(出典) 川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査
—アンケート調査報告書—

[図表 23] 生活に関する支援・制度を利用しなかった理由



(出典) 川崎市におけるコロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査
—アンケート調査報告書—

コラム①「お月さまカフェ」による居場所づくり事業とは

コロナ化により顕在化した整理の貧困等の諸課題への対応が求められる中、令和3年度事業で実施した「コロナ禍での非正規シングル女性に対する影響調査」において、非正規シングル女性は困難な状況にあっても支援情報にアクセスできていない、公的サービスの利用には時間的・心理的ハードルを感じる、予約不要で気軽にフラット立ち寄れる相談場所を求めている等が把握されました。そこで、非正規シングル女性がアクセスしやすいよう「公共施設外の場所で相談機関や支援・制度の情報を提供するサテライト型のスペースづくり」の必要性を把握したこと等から、アウトリーチ型の事業として居場所づくり事業を行うこととしました。

令和4年度より「お月さまカフェ」としてアウトリーチ型の居場所づくり事業を開始し、相談支援につなげる新たなきっかけづくりとなるよう、相談窓口や支援事業に関する情報の提供、心や身体についての相談、仕事に関するキャリア相談のほか、図書の貸出しや日用品の提供等を行いました。本業務を通じて、孤立防止に向けた参加者同士のつながりづくり、救援行動の心理的ハードルを下げ安心して過ごせる居場所づくり、これまで市の相談窓口につながっていなかった方々への支援のきっかけづくりになることを目指して取組を推進していきます。

課題2

貧困等生活上の困難に直面する女性への支援については、今後も、女性が抱える困難の様々な実態を把握し、関係機関と連携しながら居場所づくりや出張相談、アウトリーチなどの手法を検討していくことが重要です。また地域で安心して妊娠や出産、子育てができる環境の整備に向けて、個々の価値観や背景に配慮した継続的な支援が行えるよう、幅広い対象者への情報提供や、多様な機関との連携も求められています。

第6期行動計画への反映

第6期行動計画では、「目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進」に地域防災における男女共同参画の推進を位置づけ、男女共同参画の視点からの防災対策の推進や、地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進に取り組みます。また、地域の中で多様な機関が連携して、貧困等生活上の困難に直面する女性への支援や、妊娠・出産期における健康支援を推進できるよう、施策を目標Ⅲに位置づけ取組を進めます。

⇒第6期行動計画への反映：目標Ⅲ基本施策8、9、10

Ⅰ 女性支援法の施行を踏まえた取組の推進

現状 女性支援やDV被害者支援にかかる状況

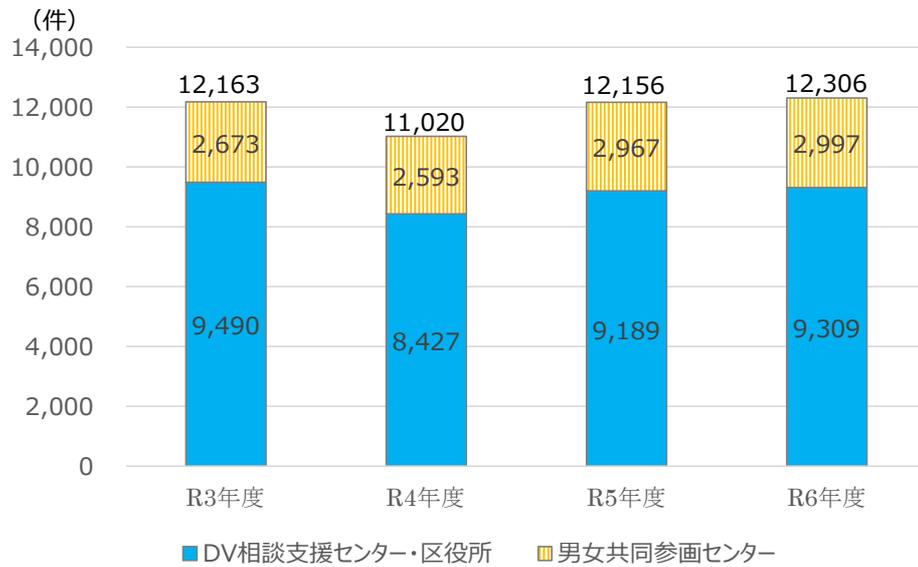
働き方の多様化や家族形態の変化により、経済的困窮や性暴力、予期せぬ妊娠など、女性が直面する生活上の困難が複雑化する中、女性を脆弱な立場に置く状況を生み出さない状況にするとともに、困難を抱えた女性を社会全体で支援していくことが必要です。こうした中、売春防止法に基づく「保護更生」を目的とした婦人保護事業から脱却し、当事者の意思を尊重した支援を推進する新たな枠組みとして女性支援法が令和6年4月に施行されました。

本市では、川崎市男女共同参画センター、川崎市DV相談支援センター、区役所地域みまもり支援センター、人権オンブズパーソンなど様々な機関・部署で相談に対応しています。女性相談の状況を見ると、川崎市男女共同参画センター、川崎市DV相談支援センター及び区役所地域みまもり支援センターで対応した令和6（2024）年度の女性相談の延べ件数は、12,306件となっています（図表24）。

令和6年度の女性相談主訴別割合を見ると、DV相談支援センター等については、DVが全体の約7割を、次いでDV以外の暴力（親や子、親族からの暴力）が約2割超となっており、暴力に関する相談が9割超を占めています。それ以外の相談として人間関係や住居問題などがあります。

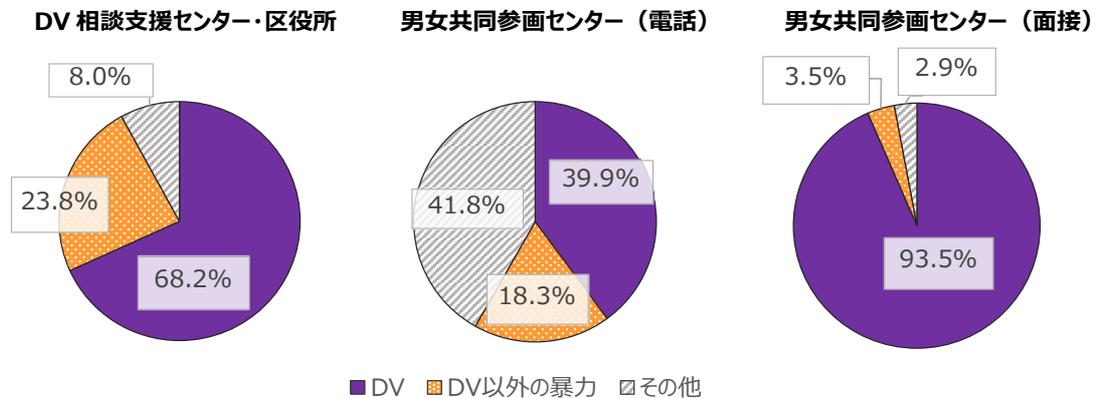
川崎市男女共同参画センターについては、電話相談では心身の健康や人間関係など相談内容は多岐に渡りますが、面接相談ではDVに関する相談が9割超となっています（図表25）。

[図表 24] 女性相談延べ件数の推移 (川崎市)



(資料) 市民文化局

[図表 25] 令和 6 年度女性相談主訴別割合



(資料) 市民文化局

また、川崎市ではDV相談支援センター等において、DVに関する相談に対応しており、令和6(2024)年度の市全体での相談件数は5,173件となっています(図表26)。しかしながら、相談できる窓口の認知度は女性38.5%、男性27.3%となっており、DV被害に遭った際に、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合は、女性48.1%、男性67.9%となっています(図表27)。また、相談しなかった理由について、男女ともに「相談しても、解決すると思わないから」が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」が多くなるなど、DVに悩みながらも、相談に至っていない潜在的な被害者は未だに多い状況が見られます(図表28)。

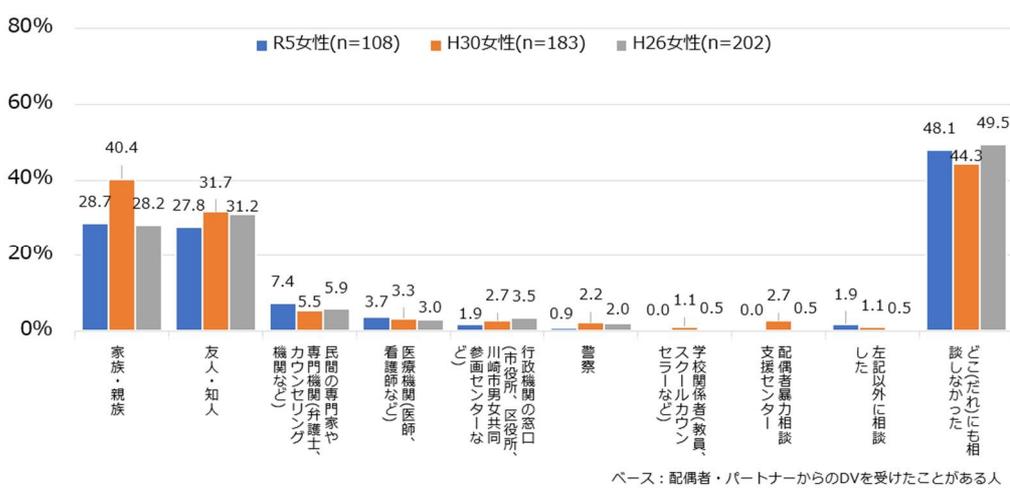
[図表 26] DV相談対応件数—令和6年度版（川崎市）



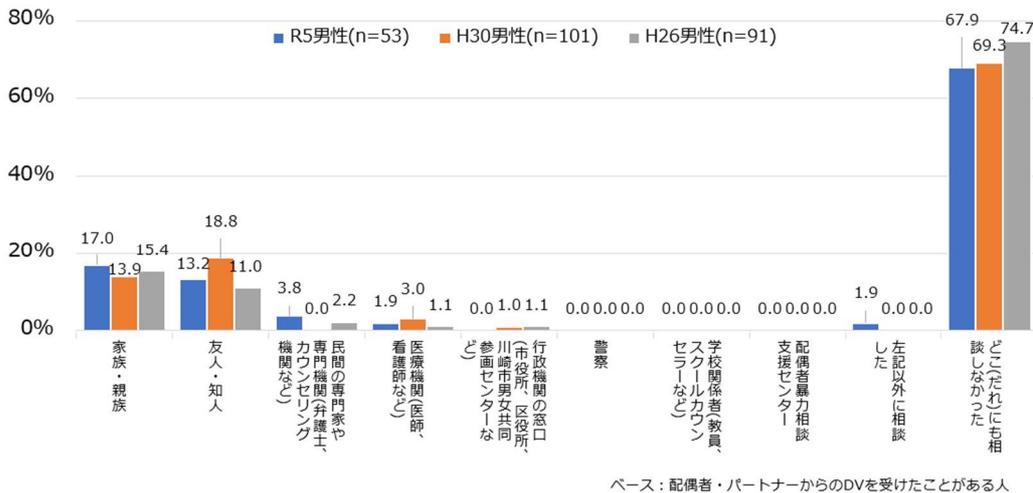
(資料) こども未来局

[図表 27] DV被害の相談先(性別、複数回答)（川崎市）

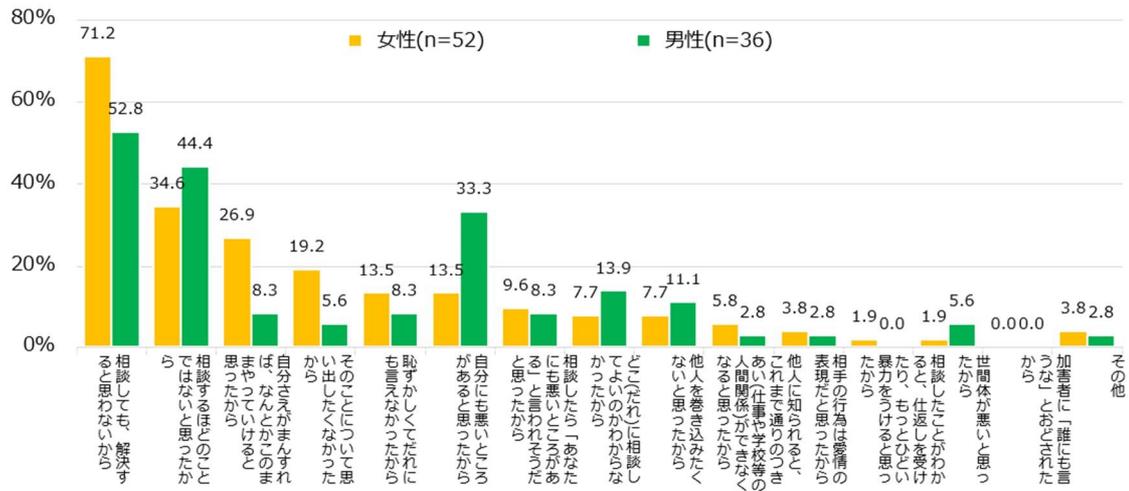
【男性】



【女性】



[図表 28] DV被害について相談しなかった理由(性別、複数回答) (川崎市)



ベース：配偶者・パートナーから受けたDV被害について相談しなかった人

(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (令和 5 (2023) 年)

川崎市ではこれまでも様々な困難を抱える女性への支援やDV被害者支援を推進してきましたが、様々な困難が複合的に生じている状況も踏まえ、当事者の意思を尊重し、多様な支援を包括的に提供する体制を構築していくことが求められています。

課題

女性支援法の成立を踏まえ、市町村については、困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への支援に必要な施策を講じる責務が明確化され、関係機関等との連携・協働により、包括的な支援を提供する体制の整備に努めることが求められています。体制整備にあたっては市町村計画を策定し、新たな支援の枠組みである支援調整会議*を中心に施策の円滑かつ効果的な実施を図ることが重要となっています。

第6期行動計画への反映

第6期行動計画では、女性支援法の施行を受けて困難な問題を抱える女性に関する取組が求められており、また、従前のDV防止計画に基づく取組と連動させる必要もあることから、新たに目標Ⅳを女性支援法とDV防止法に基づく市町村計画と位置づけ、女性支援並びにDV防止及びDV被害者支援を推進していきます。また、その推進に当たっては、目標ⅡやⅢにおける、女性の経済的自立に向けた支援、妊娠・出産支援やひとり親支援施策といった関連施策とも一体的に推進することに留意します。

⇒第6期行動計画への反映：目標Ⅳ、基本施策 11、12 目標Ⅲ、基本施策 9

第2章 計画の基本的な考え方・目標

1 基本的な考え方

川崎市男女平等推進行動計画は、条例に基づき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するために策定するものです。そのためには、市民の暮らすあらゆる場面での取組が必要となります。第6期行動計画では、第5期行動計画の取組状況から、引き続き男女共同参画の重要な領域として、「教育・啓発」、「職業生活・家庭生活」、「地域」という場面ごとに目標を掲げ施策を位置付けます。さらに、女性支援法が成立し市町村の責務が示される中、同法に基づく女性支援はこれまで取り組んできたDV被害者支援とも親和性が高く、一体的に推進することが望ましいと同時に、困難を抱える女性が安心して自立した生活を実現できるよう支援を行うことは男女共同参画社会の形成において重要な施策となることから、新たに目標Ⅳを設定し、「DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援」とします。

目標Ⅳにおける困難な問題を抱える女性等への支援の推進に当たっては、就労支援や居住支援、地域での居場所づくり支援、健康支援など、目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに位置付けられる多様な施策と連動して行うとともに、そうした困難や女性特有の脆弱性を生み出す社会全体を変えていくためにも、施策相互の関連性を考慮しながら、一体性をもって取組を推進します。

2 目標及び数値目標

第6期行動計画では、4つの目標の下に、12の基本施策、45の施策、161の事業を体系的に位置付け、関係部署が一層の連携を図り、一体的な推進を目指すことで、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて取り組みます。

また本計画に掲げる目標を着実に推進していくため、7つの数値目標を設定し、啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

- | |
|--|
| <p>目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進
目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進
目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進
目標Ⅳ DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援
(※目標Ⅰ～Ⅲと連動・一体性をもって推進)</p> |
|--|

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

家庭、学校、働く場、地域などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発を推進し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進に取り組みます。

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大や女性のキャリア形成支援など職業生活における女性の活躍推進と併せて、家庭生活における男性の参画促進、仕事と生活の両立に向けた働き方改革の一体的な推進に取り組みます。

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

地域防災活動を始めとする様々な地域活動、貧困など困難を抱える女性への支援、生涯にわたる健康支援など、多様な地域課題に対し男女共同参画の視点から取り組みます。

目標Ⅳ DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援

困難な問題を抱える女性等に対して、様々な機関と連携・協働のもとで、当事者の意思を尊重した相談や自立支援を推進します。またDVや性暴力といった、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進に取り組みます。

(※目標Ⅰ～Ⅲと連動・一体性をもって推進)

3 施策・事業体系

〔第6期行動計画の全体構成〕

目標	基本施策	施策・事業	
1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 2 男女共同参画の視点に立った理解の促進	7施策	20事業
2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 4 働く女性・働きたい女性の活躍推進 5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 6 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進 7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進	17施策	58事業
3 地域における男女共同参画の推進	8 地域活動における男女共同参画の推進 9 地域での課題解決や支援の推進 10 生涯を通じた健康支援	15施策	48事業
4 DV防止及び困難な問題を抱える女性等への支援 ※目標Ⅰ～Ⅲと連動・一体性をもって推進	11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進 12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進	6施策	35事業

※ 目標の着実な達成に向けた7つの数値目標を設定

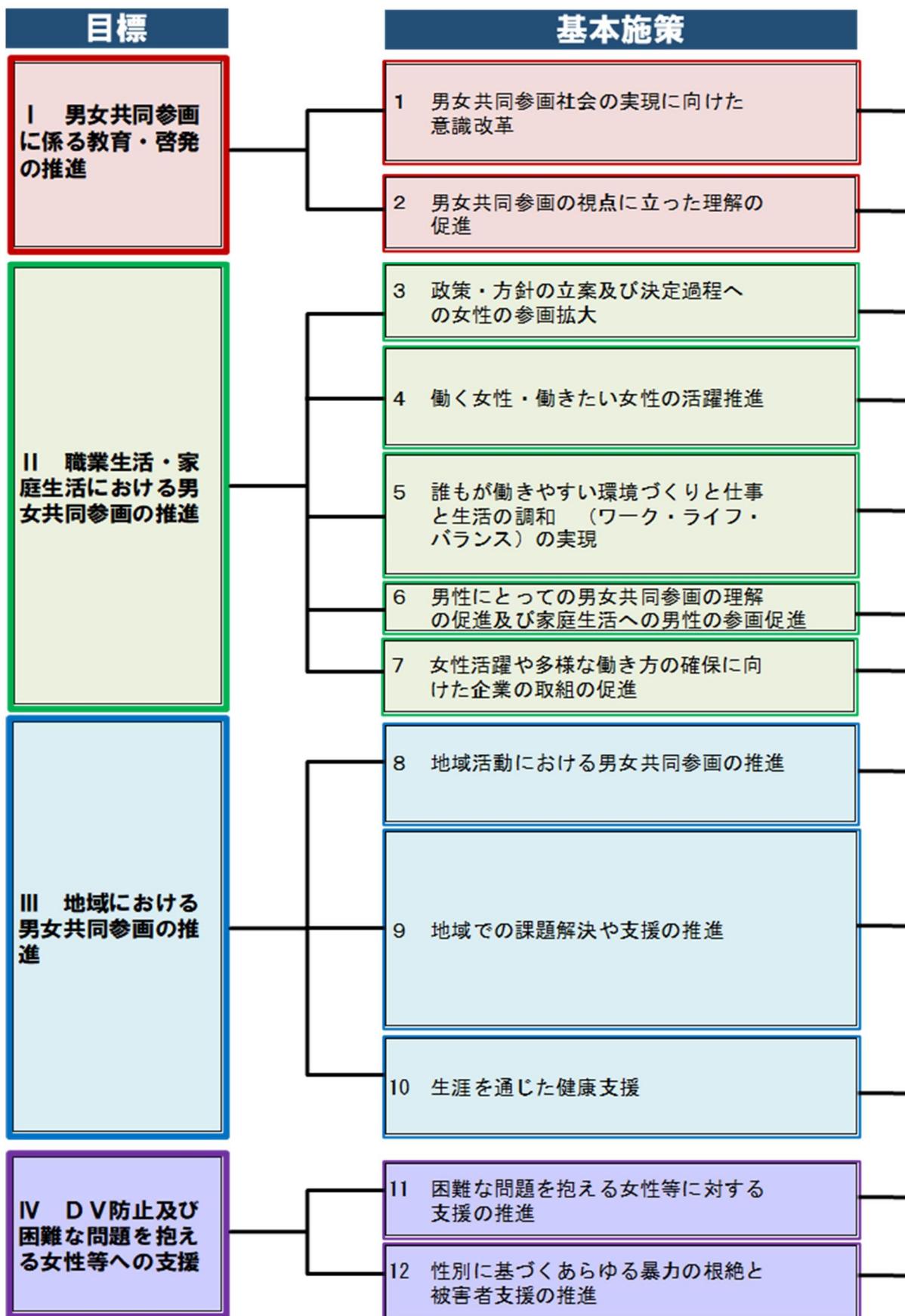
〔第6期行動計画の数値目標〕

本計画に掲げる目標を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。目標達成に向け、啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

項目【目標-基本施策-施策-事業番号】	現状値 【年度】	目標値 【令和 11(2029)年度】
男女平等施策を推進するための拠点機能を担う川崎市男女共同参画センターの認知度 【I-1-1-2】 【IV-11-41-131】	女性：34.6% 男性：22.2% 【令和 5（2023）年度】	女性：40% 男性：30% 【令和 10（2028）年度末】※
市の審議会等委員に占める女性の割合 【II-3-8-21】	35.1% 【令和 7（2025）年度】	40%以上
市の管理職に占める女性比率 【II-3-9-25】	24.0% 【令和 6（2024）年度】 (令和 7年 4月 1日現在)	30%以上 (令和 12年 4月 1日まで)
「かわさき☆えるぼし」認証企業数 【II-7-23-72】	160 社 【令和 7（2025）年度】	200 社以上
男女共同参画の視点に立った地域防災の研修等の回数（男女共同参画の視点からの防災講座、避難所運営サポーター養成研修） 【III-8-27-86】	17 回 【令和 6（2024）年度】	20 回以上
女性相談支援に携わる職員が参加した研修及び連絡会議等の回数（市、男女共同参画センター） 【IV-11-40-127, 128】	65 【令和 6（2024）年度】	72 回以上
配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 【IV-12-44-153】	33.1% 【令和 5（2023）年度】	40%以上 【令和 10（2028）年度末】※

※令和 10（2028）年度末に実施予定である第 7 期行動計画策定に向けたアンケート調査で数値を確認するため、目標値についても令和 10（2028）年度末時点に設定。

4 第6期行動計画体系図



施 策

- | |
|--|
| (1) 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進 |
| (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進 |
| (3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進 |
| (4) 性の多様性についての理解の促進 |
| (5) 市職員の意識向上 |
| (6) ジェンダー統計の実施に向けた理解の促進 |
| (7) 男女共同参画社会の形成に関する影響等の把握及び施策の推進 |
| (8) 審議会等委員への女性の参画の推進 |
| (9) 女性職員のキャリア形成支援と管理職への登用の推進 |
| (10) 企業や地域の関係団体等における女性管理職の育成・登用にに向けた取組の促進 |
| (11) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進 |
| (12) 多様なニーズに対応した就業支援の推進 |
| (13) 女性の起業・事業継続に向けた支援の推進 |
| (14) 専門分野や専門職等への女性の参画拡大、多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供 |
| (15) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実と利用の促進 |
| (16) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進 |
| (17) 働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進 |
| (18) 市役所における働き方改革と仕事と家庭を両立できる職場環境の推進 |
| (19) 働く場におけるハラスメントの防止対策と被害者支援の推進 |
| (20) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進 |
| (21) 家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進 |
| (22) 女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進 |
| (23) 女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進 |
| (24) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進及び地域における連携の強化 |
| (25) 地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進 |
| (26) 地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進 |
| (27) 地域防災における男女共同参画の推進 |
| (28) 地域における男性、子ども・若者の参加促進 |
| (29) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進 |
| (30) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 |
| (31) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進 |
| (32) 外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進 |
| (33) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援 |
| (34) 障害者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援 |
| (35) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進 |
| (36) 就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進 |
| (37) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進と生涯にわたる健康づくりの推進 |
| (38) 妊娠・出産期における健康支援と安心して出産・子育てができる環境づくり |
| (39) 女性特有の健康課題に対する性差医療の推進 |
| (40) 様々な機関と連携・協働した支援体制の充実 |
| (41) 早期把握に向けた連携及び安心して相談できる窓口の整備と周知 |
| (42) 当事者の意思を尊重した自立支援の促進 |
| (43) DV被害者の安全確保と相談・自立支援の推進 |
| (44) DVに関する啓発や教育の促進及び防止に向けた調査研究等の実施 |
| (45) 性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発と被害者支援の推進 |

第3章 施策の展開

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

性別にかかわらず、誰もが互いに一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合うことは、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。しかしながら、私たちの暮らしや地域の中には、固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見や固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が依然として存在しています。このような意識や固定観念は、幼少のころから長年にわたり形成されるものであり、市民一人ひとりが様々な機会を通じて男女共同参画の意義を学び、ジェンダー平等への意識を高めていく必要があります。

また、市の施策が固定的な性別役割分担意識等を助長することがないように、職員の意識改革に取り組むとともに、市におけるすべての施策が男女共同参画の視点から推進されるよう、ジェンダー統計の活用等を通じた地域における男女共同参画社会の課題等の把握を行います。

基本施策1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

第1章で示している本市が令和5(2023)年度に実施したアンケートによると、「社会全体における男女の地位の平等感」は男性の方が優遇されていると回答した割合が男性で7割弱、女性で8割弱となっており、引き続き人権尊重や男女共同参画推進の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等の解消に向けて取り組んでいく必要があります。このため、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場面において、幅広い世代の市民に対し啓発の実施や、教育・学習機会の提供を推進します。次世代を担う子ども・若者に対しては、学校教育活動等を通じて、子どものころから男女共同参画や性別にかかわる人権問題、SDGsについて学ぶ教育を推進します。また性別にかかわりなく誰もが社会のあらゆる活動に参画する機会が確保されるよう、性的指向*や性自認に関するハラスメントを防止し、性の多様性に関する理解の促進を図ります。

施策1 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消に向けて、男女共同参画やSDGsに関する理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。

事業番号	事業	所管局
1	「男女平等推進週間」等を通じた啓発を実施します。	市民文化局
2	ホームページをはじめとする多様な媒体や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市民文化局
3	男女共同参画に関する情報を読み解き、発信する力の向上に向け、書籍の閲覧や情報誌の発行等を通じた情報提供を行います。	市民文化局

4	SDGsに関する積極的な情報発信を通じ、「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」の理解促進に努めます。	総務企画局 市民文化局
---	---	----------------

施策2 男女共同参画に関する生涯学習の推進

男女共同参画やジェンダー平等の重要性について、幅広い市民が身近に学び、実践に繋げることができるよう、市民や市民グループ、事業者等と連携した多様な学びの機会を提供します。

事業番号	事業	所管局
5	「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催します。	市民文化局
6	男女共同参画に関する学習機会を提供します。	市民文化局
7	教育文化会館・市民館において、「平和・人権・男女平等推進学習」を実施します。	教育委員会事務局
8	男女共同参画センターでは、教育文化会館・市民館と連携して、各種講座や研修等への講師派遣を行います。	市民文化局 教育委員会事務局

施策3 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

幼少期・子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしい生き方を選択できるように、男女共同参画や人権尊重の理解促進に向けた教育を推進します。また、メディアから流れる性に関する情報を客観的に読み解き、適切に収集・判断できる能力の育成に向けて、メディア・リテラシー*の向上に向けた教育を推進します。

事業番号	事業	所管局
9	小学校の児童・教員等に向け男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を活用した学習を推進します。	市民文化局 教育委員会事務局
10	男女共同参画の視点から、保育所、学校等の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	こども未来局 教育委員会事務局
11	メディアからの情報を主体的に読み解き、人権や情報モラルを尊重し、適切に発信する能力を育成する情報教育を推進します。	教育委員会事務局

施策4 性の多様性についての理解の促進

社会全体で、多様な性のあり方への理解が広がり、学校や職場、地域において性的マイノリティの人々が安心して過ごせるよう、周知啓発に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
12	性の多様性や性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた啓発活動を実施します。	市民文化局 教育委員会事務局
13	性的指向や性自認に関するハラスメントやアウティングの防止に向けたセミナー等を実施します。	市民文化局

基本施策2 男女共同参画の視点に立った理解の促進

市の施策推進に際して男女共同参画の視点が十分に取入れられるよう、研修やeラーニング等を通じた市職員の意識向上を全庁的に進めます。また、施策の推進においては、性別によって異なるニーズがあることを把握するジェンダー統計及び男女間の格差を是正するポジティブ・アクションの視点を踏まえるとともに、地域における男女共同参画の課題や市民の意識の変化等を把握するため、男女共同参画に関する市民意識調査をはじめとした調査・研究を実施します。

施策5 市職員の意識向上

市職員一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その視点に配慮して施策事業を推進できるよう啓発を行います。

事業番号	事業	所管局
14	男女共同参画社会や性の多様性についての理解を深めるための職員研修を実施します。	総務企画局 市民文化局 教育委員会事務局
15	アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）並びにポジティブ・アクションへの理解を促進します。	市民文化局

コラム① ポジティブ・アクションとは

ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。その具体的な手法としては、性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる手法（クォータ制）や、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法（ゴール・アンド・タイムテーブル方式）、研修の機会の充実など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する方式などがあります。

男女共同参画に係るポジティブ・アクションについて、国では基本法の第2条の2で「積極的改善措置」として「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義しています。また、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位³に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を平成15(2003)年に設定し、取組を進めてきましたが、令和2(2020)年までの達成には至りませんでした。その要因として、令和2(2020)年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画（以下「第5次計画」という）では、目標が「必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった」と指摘し、今後は特に政治分野や経済分野において取組を推進していく必要があるとしています。川崎市においても、条例第3条で市の役割として、「男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な機会の確保に取り組む」と位置付け、審議会等における女性の参加促進や女性職員の管理職への登用に関して、目標とその達成年度を定め取組を進めています。

施策6 ジェンダー統計の実施に向けた理解の促進

性別により異なる課題やニーズがある状況を客観的に把握するジェンダー統計に対する理解を促進し、ジェンダー統計の視点に基づいた統計調査やアンケート調査を実施します。

事業番号	事業	所管局
16	ジェンダー統計への理解促進に向け、研修等を通じた啓発を行います。	市民文化局
17	男女共同参画センターが実施する調査等の実施にあたっては、ジェンダー統計の観点から取組を進めます。	市民文化局
18	市の統計調査やアンケート調査等の実施に当たっては、ジェンダー統計の観点から必要な取組を進めます。	全局

³ 「指導的地位」とは（1）議会議員、（2）法人・団体等における課長相当職以上の者、（3）専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者を指す。

コラム② ジェンダー統計とは

ジェンダー統計とは、社会的・文化的に形成された男女の生活や意識における偏りや格差、差別を明らかにする統計のことを指します。男女共同参画の推進に当たっては、家庭生活や職業生活などあらゆる分野において、女性と男性の置かれた状況の違いや格差を客観的に示していくことが必要であり、様々な統計データを男女別に収集し分析するジェンダー統計を行うことが重要となります。

令和2(2020)年12月に策定された第5次計画においては、全府省がジェンダー統計の充実の観点から「各種統計の整備状況を調査し、公表する」、「業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」、「男女共同参画に関する重要な統計情報は、国民に分かりやすい形で公開する」等に取り組むことが、位置付けられました。

施策7 男女共同参画社会の形成に関する影響等の把握及び施策の推進

社会情勢の変化や市民ニーズに適切に対応できるよう、市民の男女共同参画に関する意識や、地域における男女共同参画の課題の把握を行うとともに、広報資料等の作成においては男女共同参画の視点に配慮した取組を推進します。

事業番号	事業	所管局
19	市民等を対象にした調査を実施し、男女共同参画に関する意識・実態や課題を把握します。	市民文化局
20	広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	市民文化局 全局

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

社会環境やライフスタイルが大きく変化する中で、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を実現していくためには、男女双方があらゆる分野において方針決定過程に参画でき、働く場における女性活躍に向けた環境整備や働き方改革などの取組が一層推進されるとともに、誰もが子育てや介護などのケアと仕事を両立できる家庭環境の整備が不可欠です。このため、政策・方針決定過程への女性の参画や、男女共に働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組を一体的に推進します。

基本施策3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

政治、行政、企業、地域、防災など、あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定過程に女性が参画することは、多様な視点や価値観が尊重された社会の実現に向けて重要です。特に、市の施策は市民生活に大きな影響を与えることから、市の政策・方針決定過程で多様な視点に基づく意見が公平・公正に反映されるよう、市が率先して審議会等委員への女性の参画及び、女性職員の計画的育成・管理職への登用に向けた取組を進めます。また、働く場や地域における女性の活躍に向けた環境整備、人材の育成の観点からのロールモデルやキャリア形成の推進、目標値の設定等による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実施に向けて、市内の事業者や団体等への情報提供や働きかけを行います。

施策8 審議会等委員への女性の参画の推進

審議会等委員への女性の参画を促進し、市の政策・方針の立案及び決定過程に、多様な視点を反映します。

事業番号	事業	所管局
21	審議会等委員に占める女性の割合向上を目指します。	市民文化局 全局
22	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	市民文化局 全局

施策9 女性職員のキャリア形成支援と管理職への登用の推進

「川崎市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や管理職への登用を推進し、性別や年齢等にかかわらず職員一人ひとりが意欲的に仕事に取り組める、働きやすく魅力的な職場環境の実現に向けて取り組みます。

事業番号	事業	所管局
------	----	-----

23	「川崎市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や働きやすい環境づくりに努めます。	総務企画局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局
24	「川崎市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員や管理職に向けた研修等の意識啓発を行います。	総務企画局
25	管理職に占める女性比率の向上を目指します。	総務企画局
26	小学校・中学校・高等学校の校長、教頭に占める女性の割合の向上を目指します。	教育委員会事務局
27	昇任候補者となる人材の確保・育成に向けた取組を行います。	総務企画局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

施策10 企業や地域の関係団体等における女性管理職の育成・登用にに向けた取組の促進

市内企業や地域の関係団体等に向けて、女性管理職の育成や登用にに向けた情報提供を行います。

事業番号	事業	所管局
28	女性の登用・育成や多様な働き方に関する情報提供や啓発を行います。	市民文化局 経済労働局
29	市内企業の女性の登用や育成に向けて講座の実施やネットワークづくりを行います。	市民文化局
30	市内企業における女性の就業・登用状況の実態把握を行います。	経済労働局

基本施策4 働く女性・働きたい女性の活躍推進

働くことを希望する人が、性別にかかわらず、自らの希望に応じて働くことができる環境づくりを進めることが男女共同参画社会の実現には不可欠です。女性がいかなるライフステージにおいても希望に応じて働くことができるよう、女性のキャリア形成に向けた就業継続及び再就職等のための支援や、起業など従来の「雇用」の枠組みにとらわれない多様な働き方への支援、理工系分野やデジタル分野など、従来女性の少なかった分野へのチャレンジ支援等を推進します。また、将来を担う子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるよう、キャリア教育を推進します。

施策11 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進

結婚、出産等のライフイベントを経ても、女性がキャリアを形成しながら働き続けることができるよう、就業継続やキャリアアップに向けた情報提供、相談支援を推進します。

事業番号	事業	所管局
31	女性の就業継続・キャリアアップに向けた支援講座を実施します。	市民文化局 経済労働局
32	働く女性が抱える悩みや問題の解消に向けた相談を実施します。	市民文化局 経済労働局

施策12 多様なニーズに対応した就業支援の推進

就職や再就職を希望する女性を対象に、求職者の特性に合った就業マッチングや就業機会の提供など、多様な就業支援に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
33	女性の就職・再就職に向けた就業マッチングやキャリア相談、支援講座等を実施します。	市民文化局 経済労働局
34	キャリアサポートかわさき等の市の就業支援事業による女性の就職決定者数の向上を目指します。	経済労働局

施策13 女性の起業・事業継続に向けた支援の推進

女性の起業促進に向けて、起業準備段階から成長段階まで、事業の立ち上げに必要な支援や事業継続支援を行います。

事業番号	事業	所管局
35	起業を希望する女性や起業した女性を対象に支援講座等を実施します。	市民文化局
36	創業予定または創業まもない女性起業家を対象に創業融資を実施します。	経済労働局

施策14 専門分野や専門職等への女性の参画拡大、多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

男女の参画に偏りがある分野において、男女双方の参画が進むよう支援します。また、若い世代が多様なキャリア形成や生き方を主体的に選択できるよう、キャリア教育や男女共同参画に係る学習機会の提供を行います。また、女性の参画が少ない理工系分野について、女子学生の進路選択が進むよう、情報提供を行います。

事業番号	事業	所管局
37	女性技術者の技術力向上及び担い手育成に向けて、女性技術者を表彰します。	財政局
38	農業の担い手育成に向けて、女性農業者団体の活動・ネットワークづくりを支援します。	経済労働局
39	男女共同参画の意義やワーク・ライフ・バランスについての理解促進も含めたキャリア教育を推進します。	教育委員会事務局
40	男女共同参画の視点からのインターンシップ（就業体験）や体験学習等を実施し、若者のライフキャリア形成や地域参画を促進します。【再掲：事業番号93】	市民文化局
41	科学技術分野への男女共同参画の推進に向け、理工系への理解を深める取組を推進します。	市民文化局 経済労働局 臨海部国際戦略本部

基本施策5 誰もが働きやすい環境づくりと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

誰もが個人の状況に応じて多様な生き方を選択できるためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることが重要です。仕事と家事や育児・介護等家庭生活の両立が可能となる職場環境づくりを推進することは、事業所にとっても優秀な人材確保や生産性の向上、ひいては社会全体の活性化につながります。男女ともにあらゆる世代の人が、家庭生活や地域生活への参画を図りながら働き続けることができるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、多様な働き方の啓発を進めます。

また、働く場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける行為であり、あってはならないという認識のもと、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントやパワー・ハラスメント、性的指向や性自認に対するハラスメントなど、各種ハラスメントの根絶に向けた取組を進めます。

施策15 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実と利用の促進

子育てや介護に関する不安や負担感、孤立を解消し、男女がともに仕事との両立ができるよう、待機児童対策や多様な保育サービスの提供、子育てに関する交流機会の提供、介護サービスの提供や介護に関する情報提供等を行います。

事業番号	事業	所管局
42	引き続き見込まれる保育需要に対し、きめ細やかな利用者支援を通じた待機児童対策を継続して推進します。	こども未来局

43	夜間保育、一時保育、休日保育等など多様な保育事業を推進します。	こども未来局
44	病児・病後児保育事業を実施し、その家族に対する支援を行います。	こども未来局
45	学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを推進します。	こども未来局
46	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。 【再掲：事業番号65、91】	市民文化局 こども未来局 区役所 教育委員会事務局
47	子育て世代が仕事と生活の両立できる住環境づくりを進めます。	まちづくり局
48	介護サービス基盤の整備や、利用しやすい介護サービスの充実及び普及を図ります。	健康福祉局

施策16 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進

子育てや介護に関する各種制度の定着と利用の促進を図ります。

事業番号	事業	所管局
49	育児・介護休業制度取得促進に向けた講座の実施や情報提供を行います。	市民文化局 経済労働局
50	市内企業における育児・介護休業取得などの実態把握を行います。	経済労働局

施策17 働き方改革と多様で柔軟な働き方の推進

長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しや、在宅勤務やテレワークなど多様で柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスについて、普及啓発や情報提供を行います。

事業番号	事業	所管局
51	働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する啓発や情報提供を行います。【再掲：事業番号69】	経済労働局
52	在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。【再掲：事業番号70】	市民文化局 経済労働局
53	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	市民文化局 経済労働局 こども未来局

施策18 市役所における働き方改革と仕事と家庭を両立できる職場環境の推進

多様な人材が活躍できる職場づくりに向け、市役所における働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、男性職員の育児休業取得促進に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
54	職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間勤務の是正や業務改革・改善に取り組みます。	総務企画局
55	全ての職員が活躍できる職場づくりに向けて、多様な働き方を推進します。	総務企画局
56	配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合向上を目指します。	総務企画局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局
57	子育てや介護に関する各種制度を利用しやすい環境づくりに努めます。	総務企画局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

施策19 働く場におけるハラスメントの防止対策と被害者支援の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント*、パタニティ・ハラスメント*、性的指向や性自認*に対するハラスメントなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発を行うとともに、被害者への相談支援を行います。

事業番号	事業	所管局
58	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。【再掲：事業番号71】	市民文化局 経済労働局
59	ハラスメント被害に関する相談支援を実施します。	市民文化局 経済労働局
60	市職員に対しハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともに、相談窓口での対応を実施します。	総務企画局

基本施策⑥ 男性にとっての男女共同参画の理解の促進及び家庭生活への男性の参画促進

男女共同参画は、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自ら選択できる社会を目指すものであり、その取組を進めることは、男性にとっても生き方や働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を実現することに繋がります。男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性が家事・育児・介護や地域活動等に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

施策20 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

男性が家庭生活や地域生活に積極的に参画できるよう、情報提供や相談事業等を通じて、男性の多様な生き方・働き方について啓発を行います。

事業番号	事業	所管局
61	男性向け講座の実施や情報発信を行います。	市民文化局
62	男性の様々な悩みに係る相談事業を推進します。 【再掲：事業番号95】	市民文化局

施策21 家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進

男性がワーク・ライフ・バランスを図りながら主体的に家庭生活に参画できる社会を目指し、身近な地域で男性の参加に配慮した子育て・介護等に関する講座やセミナーを実施します。

事業番号	事業	所管局
63	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じて、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。 【再掲：事業番号90】	市民文化局
64	両親学級や子育てセミナー等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画・実施します。	市民文化局 こども未来局
65	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機会の提供を、男女共同参画の視点から行います。 【再掲：事業番号46、91】	市民文化局 こども未来局 区役所 教育委員会事務局
66	介護教室等の実施に当たっては、男女共同参画の視点に配慮した内容等を企画・実施します。【再掲：事業番号48】	健康福祉局 区役所
67	教育文化会館・市民館における「家庭・地域教育学級」の実施においては、男性の参加しやすい学級づくりを推進します。	教育委員会事務局

基本施策7 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進

女性の職業生活における活躍や男性の家庭生活への参画が確保されるためには、長時間労働を前提とした働き方の見直しや多様で柔軟な働き方の拡大が必須であり、そのためには各企業が積極的な取組を進めることが重要となります。男女ともに働きやすい職場環境づくりに向けて、雇用の場における男女の均等な機会及び待遇の確保、性別による固定的な業務分担や人事配置等の見直し、女性のキャリア形成支援や管理職登用、ハラスメント防止対策、非正規雇用の処遇改善などの取組が市内企業に広く浸透するよう、啓発活動や情報提供を行うとともに、認証制度等を通じて企業の取組を支援します。

施策22 女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に向けた企業への啓発の推進

市内企業に対して、男女共同参画や働き方改革、ハラスメント防止に関する啓発を行います。また、企業の自主的な取組の推進に向け、女性活躍推進や多様な働き方に関する制度の充実、長時間労働の是正に向けた情報提供を行います。

事業番号	事業	所管局
68	働く場における男女共同参画や女性活躍推進に関する啓発や講座等を実施します。	市民文化局 経済労働局
69	働きやすい職場環境づくりに向けた「働き方改革」に関する啓発や情報提供を行います。【再掲：事業番号51】	経済労働局
70	在宅勤務やテレワークなど、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。【再掲：事業番号52】	市民文化局 経済労働局
71	働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。【再掲：事業番号59】	市民文化局 経済労働局

施策23 女性の活躍推進や働き方改革に取り組む企業への支援の推進

女性活躍や働き方改革に取り組む企業の認証等を行い、好事例の発信などを通じ、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮しながら働ける環境整備を促進します。

事業番号	事業	所管局
72	女性の活躍推進に積極的に取り組む市内中小企業等を対象とした「かわさき☆えるぼし」認証制度による、企業等への支援を推進します。	市民文化局
73	女性の活躍に関する状況の把握や課題分析などに向けたノウハウ支援を実施します。	経済労働局
74	女性活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達において評価し、受注機会の増大を図ります。	財政局

75	生産性向上・働き方改革に取り組む市内企業に向けた支援を実施します。	経済労働局
76	地域や働く場におけるSDGsの推進に向けて、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」を運用します。 【再掲：事業番号81】	総務企画局

施策24 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進及び地域における連携の強化

男女の均等な機会と待遇の確保に向けて企業等への働きかけを行います。また、地域における女性活躍や働き方改革の推進に向けて地域経済団体との連携を強化します。

事業番号	事業	所管局
77	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行います。	経済労働局
78	女性活躍や働き方改革の推進に係る課題の共有化やニーズ把握に向け、地域経済団体などの多様な主体との連携を強化します。	経済労働局

コラム③「かわさき☆えるぼし」認証制度とは

働きたい人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して働くためには、仕事と家庭が両立できるよう男女が共に働きやすい職場づくりが不可欠です。本市においては、前述のとおり、市内事業所のうち99%以上が従業員300人未満の事業所となっており、男女が共に働きやすい職場づくりが確保されるためには、特に、中小企業の積極的な取組が重要となります。このため、平成30(2018)年度に、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスを推進するため、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる中小企業の皆様を対象に、「かわさき☆えるぼし」認証制度を創設しました。

認証企業の募集は毎年1回行っており、令和8(2026)年1月現在、160社が認証されています。認証された企業からは、「会社のイメージアップに繋がった」、「求人募集の際、多数の応募が集まるようになり、人材確保面での効果を感じた」、「認証企業となったことで、社内でもより一層の女性活躍を進める機運が高まった」、「女性の活躍推進に取り組むことが働き方改革にも繋がり、男性従業員から家族と過ごす時間が増えたという反応があった」、といった声が寄せられています。今後も「かわさき☆えるぼし」認証企業の取組を広く伝えていくことで、市内企業における女性活躍や働き方改革の取組を促進していきます。



【事例集・ポスター】

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

単身・高齢世帯の増加、雇用・就業をめぐる環境の変化により、貧困や孤立を抱え、教育や就労などの機会が得られないなど、困難な状況にある人が増えています。また、感染症の国際的な広がりや大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女で異なる影響をもたらし、特に、妊産婦や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなど支援を必要とする人がより深刻な影響を受けることが懸念されます。地域でこうした状況の解決を図るため、地域防災などの方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことができる環境の整備を推進します。

また一人ひとりが自らの身体について正しい意識を持ち、生涯にわたって地域で健康に生活できるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）*」の観点からライフステージに応じた健康づくりを推進していきます。

基本施策8 地域活動における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、市だけではなく、市民やNPO、町内会、事業者等の多様な地域団体が連携し、協力して地域課題等に取り組んでいくことが必要です。「川崎市男女共同参画センター」や「かわさき男女共同参画ネットワーク」を中心に、男女共同参画の視点からの市民活動を促進するとともに、防災を含む地域における方針決定過程への女性の参画拡大を推進します。また男性の地域活動への参画や、子ども・若者が、固定的な性別役割分担意識に捉われない自己形成や社会参画に向けて、地域における啓発や教育機会の提供を推進していきます。

施策25 地域で活動する市民団体等と連携した男女共同参画の促進

地域における活動において、性別や年齢等による参加の偏りが生じることがなく、男女共同参画の視点が反映されるよう各団体へ働きかけます。

事業番号	事業	所管局
79	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	市民文化局
80	男女共同参画社会の形成に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	市民文化局 教育委員会事務局
81	地域や働く場におけるSDGsの推進に向けて、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」を運用します。 【再掲：事業番号76】	総務企画局
82	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。【再掲：事業番号84】	市民文化局 区役所 教育委員会事務局

施策26 地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進

地域のあらゆる場における方針決定過程への女性の参画拡大に向け、理解促進や学習機会の提供に努めます。

事業番号	事業	所管局
83	地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大についての理解を促進し、地域で中心的な役割を担う女性の人材育成に向けた学習機会を提供します。	市民文化局
84	町内会・自治会やPTA等の活動における男女共同参画について理解の促進に努めます。【再掲：事業番号82】	市民文化局 区役所 教育委員会事務局
85	政治分野における男女共同参画推進に向けた情報収集・提供を行います。	市民文化局

施策27 地域防災における男女共同参画の推進

災害時の支援において性別等によりニーズが異なることに配慮し、男女共同参画の視点から災害対策を推進します。また、より多くの女性が地域防災の担い手として参画し、多様な視点が地域防災活動に反映されるよう取組を進めます。

事業番号	事業	所管局
86	市民と連携した情報発信や出前講座の実施を通じ、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制への理解促進及び地域防災の担い手となる女性リーダーの養成を推進します。	市民文化局
87	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築を推進します。	危機管理本部
88	地域の避難所運営等において男女双方の参加を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域防災活動を推進します。	区役所

施策28 地域における男性、子ども・若者の参加促進

男性の積極的な地域活動への参画に向け、男性向け講座等を開催します。また、次世代を担う子ども・若者が、地域の中で、固定的な性別役割分担意識に捉われずに自己形成や社会参画できるよう、男女共同参画の推進に向けた支援を行います。

事業番号	事業	所管局
89	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	教育委員会事務局
90	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通	市民文化局

	じ、男性の家庭や地域活動への参画を促進します。 【再掲：事業番号63】	
91	地域で活動する子育てグループ等の支援や保護者同士の交流機 会の提供を、男女共同参画の視点から行います。 【再掲：事業番号46、65】	市民文化局 こども未来局 区役所 教育委員会事務局
92	地域の幅広い世代の市民が主体となって、子どもたちの学習や体 験活動を支援します。	教育委員会事務局
93	男女共同参画の視点からのインターンシップ（就業体験）や体験 学習等を実施し、若者のライフキャリア形成や地域参画を促進し ます。【再掲：事業番号40】	市民文化局

コラム④ 男女共同参画の視点からの地域防災とは

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。具体的には、おむつや生理用品などの衛生用品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったりする場合や、固定的な性別役割分担意識を背景に、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりする場合があります。さらに、災害時にはDVや性暴力などが起こることがありますが、非常事態だからということで平常時よりもさらに被害者が声を上げにくい環境となり、被害が潜在化する危険性が指摘されています。

こうした課題を踏まえ、国は「防災基本計画」、「男女共同参画基本計画」、「避難所運営ガイドライン」等において、地域防災に係る方針決定過程への女性の参画を十分に確保することや、避難所運営等において女性と男性のニーズの違いなどに配慮することを位置付けるとともに、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を策定し、都道府県や市町村が取り組むべき事項を示しています。川崎市においても、「川崎市地域防災計画」をはじめ「自主防災組織の手引き」や「避難所運営マニュアル」に、被災時の男女のニーズの違いへの配慮や、避難所運営における男女共同参画の推進を記載しています。また、川崎市男女共同参画センターでは、市民グループと協働し、避難所運営会議や防災訓練等において啓発活動を行っています。

基本施策⑨ 地域での課題解決や支援の推進

女性は男性に比べ、性別にかかわる様々な困難な問題に直面することが多く、とりわけ、高齢での女性、障害がある女性、外国人である女性など、複数の属性が重なることで複合的に困難な状況に置かれる場合もあります。様々な困難を抱える人々が、社会の重要な一員であると感じ、安心して暮らすことができる環境の整備に向けて、個々の状況に応じた支援を

推進するとともに、多様性を認め合う社会に向けた啓発等に取り組みます。

施策29 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

性別にかかわる問題や家庭や職場、地域などで直面する様々な困難について、相談事業を推進し、相談者の気持ちを尊重しながら、問題解決に向けた支援を行います。

事業番号	事業	所管局
94	女性の様々な悩みに係る相談事業を実施します。 【再掲：事業番号99】	市民文化局
95	男性の様々な悩みに係る相談事業を推進します。 【再掲：事業番号62】	市民文化局
96	男女平等にかかわる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整等を実施します。	市民オンブズマン事務局
97	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。【再掲：事業番号114】	健康福祉局 こども未来局 教育委員会事務局
98	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	市民文化局 市民オンブズマン事務局

施策30 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

困難な問題を抱えた女性に対して、自助グループ等を通じた居場所づくり支援を行います。また、貧困等生活上の困難を抱えている人への支援においては、男女の賃金差異等を背景に女性は経済的リスクが高いことを踏まえ支援を実施します。さらに、次世代への貧困の連鎖を断ち切るため、家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように支援を行います。

事業番号	事業	所管局
99	女性の様々な悩みに係る相談事業を実施します。 【再掲：事業番号94】	市民文化局
100	家族関係や就労問題、ひきこもりなどに悩みを抱える女性が、交流を通じてエンパワメントし解決に向かえるよう、居場所づくりの支援を行います。	市民文化局
101	生活基盤の確保や自立にむけた支援を行います。	経済労働局 健康福祉局 まちづくり局
102	「貧困の連鎖」の防止に向けて、困難を抱える子どもに対する支援を実施します。	健康福祉局 こども未来局 教育委員会事務局

施策31 ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進

ひとり親家庭は就業や子育て、生活等の様々な面で困難を抱えやすく、生活支援や就業支援、経済的支援をはじめとする各種支援を推進します。

事業番号	事業	所管局
103	ひとり親家庭の生活の安定と向上を目的に、生活・就業等に関する相談支援を実施します。	こども未来局
104	ひとり親家庭の自立の促進に向けて、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援、居住支援等を行います。	こども未来局 まちづくり局
105	ひとり親家庭が必要な支援に結びつくよう、様々な制度や相談窓口等に関する情報提供を行います。	市民文化局 こども未来局

施策32 外国人市民に対する支援の充実と差別のない人権尊重のまちづくりの推進

言葉や文化の違いに加え、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意して、多文化共生社会や差別のない人権尊重のまちづくりを推進します。

事業番号	事業	所管局
106	外国人市民に対する情報提供や相談事業、学習機会等の提供を推進します。	市民文化局 こども未来局 まちづくり局 教育委員会事務局
107	互いの文化や生活の理解が進むよう交流機会の充実に努めます。	市民文化局 教育委員会事務局
108	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進します。	市民文化局

施策33 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援

高齢期に達するまでの働き方やライフスタイルにおける男女の置かれた状況の違いが、高齢期における年金等の収入格差等に現れることに留意して、高齢者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
109	高齢者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	健康福祉局 まちづくり局
110	生きがい・健康づくりを通じた高齢者の社会参加を促進します。	健康福祉局

施策34 障害者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援

障害のある人が日常生活や就労等の場で直面する困難において、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意して、障害者が安心して暮らせる環境整備や支援に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
111	障害者が地域で安心して暮らせるよう環境整備や支援を行います。	健康福祉局 まちづくり局
112	就労支援や障害者福祉に対する普及啓発を行い、障害者の社会参加を促進します。	健康福祉局

施策35 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進

性的マイノリティの人々が深刻な生きづらさを抱えている実態を踏まえ、社会の理解促進と当事者に向けた支援を推進します。

事業番号	事業	所管局
113	性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に向けて、「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を推進します。	市民文化局
114	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。【再掲：事業番号97】	健康福祉局 こども未来局 教育委員会事務局

施策36 就労に困難を抱えた若者に対する自立支援の促進

事業番号	事業	所管局
115	働くことに不安を抱える若者等に対し、個別相談や各種セミナーなどを実施します。	経済労働局

コラム⑤ 性的マイノリティの人権とは

性的マイノリティとは、同性愛者や、出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致していないなど、セクシュアリティが少数派の人々の総称です。性的マイノリティの人々の中には、性的指向や性自認が周囲と異なることによって、偏見や差別的なまなざしを向けられることを恐れて、自分のことを周囲に伝えられず、悩みを抱えている人もいます。また、性的マイノリティの人々の人権尊重は、近年重要な課題として認識されてきていますが、家庭、学校、地域社会、職場等での理解はまだ十分とは言えず、性的マイノリティであることを本人の同意なく暴露するといった「アウトティング」や、性的指向や性自認に関するハラスメントなどの人権侵害を防止する対策が求められています。

性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であるとの認識のもと、川崎市では、性的マイノリティの方を対象に、互いが人生のパートナーであることを宣誓する「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を、令和2(2020)年7月に創設しました。性の多様性に関する理解を促進し、一人ひとりが、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会の形成に向けて取り組んでいくことが求められています。

基本施策 10 生涯を通じた健康支援

誰もが生涯を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が保障され、心身及びその健康について主体的に決定できることは、男女共同参画社会の実現において重要なことです。特に女性は、妊娠・出産期や更年期など各段階において男性とは異なる健康上の問題に直面しやすく、ライフステージに応じた情報提供や支援を行うことが求められています。また若い世代が、正確な知識や情報に基づいて、自らの性や互いの性差を理解し尊重し合うことができるよう、教育と啓発を推進します。

施策37 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する理解の促進と生涯にわたる健康づくりの推進

生涯を通じて心身ともに満たされ健康にいられるよう、性と生殖に関する正しい知識や、健康をおびやかす問題についての周知啓発を推進します。

事業番号	事業	所管局
116	性別を問わず、将来の妊娠・出産を含めた健康管理に向け、正しい知識を習得できるようプレコンセプションケア*について周知啓発を推進します。	こども未来局
117	思春期の保健向上を目指した健全母性育成事業を実施します。	こども未来局
118	学校教育において、発達の段階に応じた性に関する正しい知識の習得を推進します。	教育委員会事務局

119	心身ともに健康に影響を及ぼすH I Vや性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及を行います。	健康福祉局 教育委員会事務局
120	男女の性差に応じた、健康に関する正しい知識や運動習慣の普及を推進します。	健康福祉局 教育委員会事務局
121	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取り組めるよう支援します。	健康福祉局

施策38 妊娠・出産期における健康支援と安心して出産・子育てができる環境づくり

地域において安心して子どもを産み育てることができるよう、不妊や妊娠・出産等についての支援や医療体制の確保を行います。

事業番号	事業	所管局
122	周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	健康福祉局 病院局
123	妊産婦等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	こども未来局 病院局
124	不妊に悩む男女への相談支援や不育症検査に対する助成を実施します。	こども未来局 病院局

施策39 女性特有の健康課題に対する性差医療の推進

女性特有のがん対策や女性専用外来における対応など、性別によってかかりやすい病気や病態が異なることを考慮し、的確な医療を推進します。

事業番号	事業	所管局
125	女性専用外来設置医療機関や女性医師のいる医療機関についての情報提供を行います。	健康福祉局
126	女性特有の疾患に対する検診や治療等を推進します。	健康福祉局 病院局

目標Ⅳ DV 防止及び困難な問題を抱える女性等への支援

女性が、女性であることで直面する問題は複雑化しており、支援ニーズも多様化していることから、困難な問題を抱える女性等に寄り添ったきめ細かな支援が求められています。

またDVや性的虐待をはじめ、性暴力は重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、いかなる場合にも許されるものではありません。暴力を容認しない社会環境の整備に向け、若年層を対象とする予防啓発や、各種情報提供・啓発を推進していくとともに、被害者に対しては、その意思を尊重しニーズに合わせて関係機関が連携しながら支援を行っていきます。

基本施策 11 困難な問題を抱える女性等に対する支援の推進

困難な問題を抱える女性一人ひとりに対して、当事者中心の多様な支援が行えるよう、関係機関や民間団体と連携・協働した支援体制を構築し、支援対象者の意思を尊重した相談支援や自立に向けた支援に取り組みます。また、これまで相談に繋がってこなかった支援対象者の早期把握に努め、相談後も継続して必要な支援に繋がることができるよう、安心して相談できる体制の整備と相談窓口の周知を行います。

施策40 様々な機関と連携・協働した支援体制の充実

支援にかかわる関係機関や民間団体等すべての関係者が、当事者を中心に連携・協働した支援に取り組めるよう、支援調整会議を組織し、関係機関のネットワークづくりに取り組むとともに、情報共有や支援内容の検討を行います。また、様々な研修等を通じて女性支援法の趣旨の理解促進や、支援関係者の人材育成に取り組めます。

事業番号	事業	所管局
127	支援調整会議を中心とした多様な関係機関の連携体制を構築し、相談支援機能の充実を図ります。	こども未来局
128	女性支援に関わる職員への専門研修や事例検討会議等を実施し、支援の質の向上を推進します。また、円滑な支援を行うため、関係部署において女性支援法に関して共通認識と理解の醸成を図ります。	市民文化局 こども未来局 教育委員会事務局
129	県や自治体、民間団体等、庁内外の関係機関と支援ネットワークを形成し、相互の連携に努めます。	市民文化局 こども未来局
130	専門性や柔軟な対応力を持つ民間団体の活動を支援し、女性支援において連携・協働しながら取組を進めます。	市民文化局 こども未来局

施策41 早期把握に向けた連携及び安心して相談できる窓口の整備と周知

様々な困難を抱える女性等が早期に必要な支援に繋がるよう、効果的な手法で相談窓口の周知を行います。相談支援では、庁内の関係部署等が各々の役割の下に連携し、それぞれの専門性を活かしながら適切な支援を推進します。

事業番号	事業	所管局
131	相談ニーズの早期把握と、関係機関に繋げる相談につなげるための情報提供等を行います。	市民文化局 こども未来局
132	女性相談支援員及び関係職員の連携による、相談者の意思や自己決定を尊重した相談を実施します。	市民文化局 こども未来局 区役所 市民オンブズマン事務局
133	相談窓口に関する情報のより一層の周知を行います。	市民文化局 こども未来局 市民オンブズマン事務局
134	障害者、高齢者、外国人、性的マイノリティ等、多様な背景を持つ相談者の状況やニーズに配慮した支援を行います。 【再掲：事業番号144】	市民文化局 こども未来局 市民オンブズマン事務局

施策42 当事者の意思を尊重した自立支援の促進

支援対象者の意思を尊重し、必要な際は一時保護を行うとともに、その人らしい暮らしが地域で実現できるよう、生活基盤を整えるための自立支援や同伴児等への支援、アフターケアに取り組みます。

事業番号	事業	所管局
135	県女性相談支援センターや女性自立支援施設等と連携して相談者の意思を尊重した入所による支援を行います。	こども未来局 等
136	関係機関等と相互に連携を図りながら相談者一人一人の状況に応じた自立支援を行います。	こども未来局
137	住居に関する情報を収集提供し、住居の確保を支援します。	こども未来局 まちづくり局 区役所
138	相談者の状況に応じた就労支援を実施するとともに、各種制度の情報提供を行います。	市民文化局 経済労働局 健康福祉局 こども未来局

		区役所
139	相談者一人一人の状況に応じた経済的自立に関する情報収集と提供を行い、様々な施策との連携による経済的支援を行います。	こども未来局 区役所
140	各種制度の手続きに向けた情報提供や支援を行います。相談者一人一人の状況に応じた経済的自立に関する情報収集と提供を行い、様々な施策との連携による経済的支援を行います。	こども未来局
141	精神的回復や被害回復支援に向け心のケアに関わる相談についての情報提供やサポートグループ相談の実施を行います。各種制度の手続きに向けた情報提供や支援を行います。	市民文化局 こども未来局 区役所
142	一時保護等、地域における継続的な支援やアフターケアを行い、日常生活の回復に向けた支援を行います。	市民文化局 こども未来局 区役所
143	児童への支援については、関係機関と連携しながら心のケアや就学支援等を行います。	健康福祉局 こども未来局 各区役所 教育委員会事務局
144	障害者、高齢者、外国人、性的マイノリティ等、多様な背景を持つ相談者の状況やニーズに配慮した支援を行います。 【再掲：事業番号134】	市民文化局 こども未来局 市民オンブズマン事務局

基本施策 12 性別に基づくあらゆる暴力の根絶と被害者支援の推進

DVなどあらゆる性暴力は被害者の心身に深い傷を残し社会全体に影響を与えます。性暴力は性別や年齢にかかわらず誰もが被害者となり得ますが、特に女性や子どもは被害に遭いやすく、その背景には固定的な性別役割分担意識など社会的・構造的な問題があることから、暴力を許さない社会づくりを推進する必要があります。

DV被害者支援に当たっては、個々の状況やニーズに応じた相談、保護、自立に向けた支援を関係機関が連携して行います。また様々な機会をとらえてDVや性暴力防止への幅広い理解を促進し、若い世代に対しては人権教育や予防啓発を実施し、将来的な被害者及び加害者を生み出さないための取組を推進します。

施策43 DV被害者の安全確保と相談・自立支援の推進

DVは加害者による執拗な追跡によって、被害者や同伴児等、また対応する職員にも危険が及ぶ場合があることを踏まえ、被害者等のプライバシーや支援にかかわる情報等の保護と管理の徹底に努めます。また一時保護の際は被害者と同伴児の安全確保に努めるとともに、地域で安心して暮らしていけるよう、支援にかかる施策を所管する関係機関が相互に連携します。

事業番号	事業	所管局
------	----	-----

145	配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談員と関係機関の連携による個々のケースに応じて確実に関係機関につなぐ等の確かな対応を行います。	こども未来局 区役所
146	医療機関、警察、民生委員、児童委員・主任児童委員、教育機関等と連携した被害の早期発見及び相談窓口の周知に努めます。	市民文化局 こども未来局 教育委員会事務局
147	相談窓口における秘密の保持と安全確保を行うとともに、情報の保護と管理の徹底に向けた研修等を行います。	こども未来局
148	関係機関等と連携しながら一時保護中の被害者と同伴児の安全確保に努めるとともに、情報の保護と管理を徹底します。	財政局 市民文化局 こども未来局 区役所
149	DV被害者等への支援の充実に向けて、民間団体や関係機関と連携し、情報共有や研修等を実施します。	市民文化局 こども未来局
150	関係機関等と相互に連携を図りながら、被害者の状況に応じた自立支援に向けた取組を推進します。	こども未来局 区役所
151	各種制度の手続きに向けた情報提供や支援を行います。	市民文化局 こども未来局 区役所
152	DV防止に向けた研修を実施します。	市民文化局 こども未来局

施策44 DVに関する啓発や教育の促進及び防止に向けた調査研究等の実施

DV被害者のなかには、加害者への恐怖心などから支援を求められない人や、男性については、固定的な性別役割分担意識などを背景に相談に結び付きにくい傾向があることも含め、地域や働く場など市民が暮らす様々な場で、幅広い対象に向けて啓発や相談窓口の周知を行います。また若年層に対しては、将来的なDV被害者及び加害者とならないための教育を、各段階において推進します。

事業番号	事業	所管局
153	働く場や地域など市民が暮らす様々な生活の場で、DV防止に向けた啓発の推進や相談窓口の広報・周知を行います。	市民文化局 こども未来局 市民オンブズマン事務局
154	男性のための電話相談事業を推進し、男女共同参画の視点に立った男性の意識啓発に努めます。	市民文化局
155	就学前や学校教育の各段階において、暴力防止に向けた人権教育	市民文化局

	を推進するとともに、教職員等への情報提供や理解促進を行います。	こども未来局 教育委員会事務局
156	デートDVや性暴力の防止に向け、若年層を対象にしたワークショップを実施します。【再掲：事業番号158】	市民文化局
157	DV被害等の実態把握に向けた事例の把握、国や他自治体の調査研究の情報収集等を実施します。	市民文化局 こども未来局

施策45 性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発と被害者支援の推進

性暴力や性犯罪を許さない社会づくりに向け、若年層への予防啓発と、関係機関と連携した被害の早期発見及び被害者支援に取り組みます。

事業番号	事業	所管局
158	デートDVや性暴力の防止に向け、若年層を対象にしたワークショップを実施します。【再掲：事業番号156】	市民文化局 市民オンブズマン事務局 教育委員会事務局
159	性暴力、ストーカー等の被害の理解促進及び相談窓口の周知を行います。	市民文化局
160	性暴力の被害者への支援を行うとともに、若年層が相談しやすい体制の整備に努めます。	市民文化局 こども未来局
161	子どもに対する性的虐待や性暴力の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	こども未来局 市民オンブズマン事務局 教育委員会事務局

コラム⑥ デートDVとは

DVは夫婦等の間だけではなく、交際相手間で起こる暴力を「デートDV」といいます。デートDVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、相手が傷つく言葉を言ったり、無視するといった精神的暴力、無理やり性行為をされるといった性的暴力、交友関係や電話を監視するといった社会的暴力、デート費用をいつも負担させるといった経済的暴力が含まれます。本市が令和5(2023)年度に実施したアンケートでは、女性で18.2%、男性では12.2%が、交際相手から暴力を受けたことがあると答えています。

本市では、若年層に向けたデートDV防止対策として、中高生や大学生を対象に、デートDV防止の出前講座を学校で実施しています。デートDVの認知経路については、「学校の授業」を選んだ人の割合が、全体では女性6.3%、男性3.6%となっていますが、18～29歳では女性34.1%、男性23.3%と有意に高くなっており、若年層がデートDVを認知する媒体

として学校の役割が大きいことが分かります。将来的な被害者及び加害者を生み出さないために、学校教育の各段階において暴力を許さない教育を推進し、若年層に向けたデートDV防止対策の強化を図ることが求められています。（出典：「かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書」令和5（2023）年）

第4章 計画の推進について

第6期行動計画を推進していくため、次のような推進体制により取組を進めるとともに、進行管理を行っていきます。

1 推進体制

(1) 附属機関

川崎市男女平等推進審議会

条例に基づき設置された市の附属機関です。審議会委員は市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験者により構成されており、市長の諮問⁴に応じて、市の男女平等施策に関する事項について調査・審議します。また、審議会では、行動計画や市の施策について意見を述べるほか、行動計画に基づく事業の進捗について点検・評価等を行います。

(2) 庁内の推進体制

ア 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）

川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ21）は、条例に基づき設置された市の男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進拠点です。市民や事業者に対し、広く男女共同参画を推進するために、センターでは、男女共同参画に関する調査・研究、相談、情報収集・発信、講座の実施、市民の交流機会の提供など、幅広い事業を行っています。

イ 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

川崎市における人権及び男女共同参画関連施策を総合的に推進するための庁内会議です。副市長を会長に、各局本部（室）区の局長級職員が委員となり、人権施策や男女平等施策に関する企画や重要事項の決定、施策についての研究・協議等を行います。

また、各局本部（室）区の庶務担当課長や関係課長級を委員とした幹事会を置き、その中に、男女共同参画等施策推進部会を設置しています。部会は、男女平等推進行動計画の策定や、計画の実施状況をまとめた年次報告書の作成について所掌し、計画を具体的に推進していく役割を担っています。

ウ 川崎市男女共同参画推進員

市政のあらゆる分野において、男女共同参画の視点が共有されるよう、各局本部（室）区に男女共同参画推進員を設置しています。推進員は、各局本部（室）区それぞれ男女1名ずつ、合計2名とし、1名を人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会の幹事をもって充てることとしています。推進員は、各局本部（室）区で、男女平等を推進する役割を担っており、主に以下の職務を行います。

- ① 所管する事業の点検に関すること。
- ② 発行する刊行物等の広報物の点検に関すること。

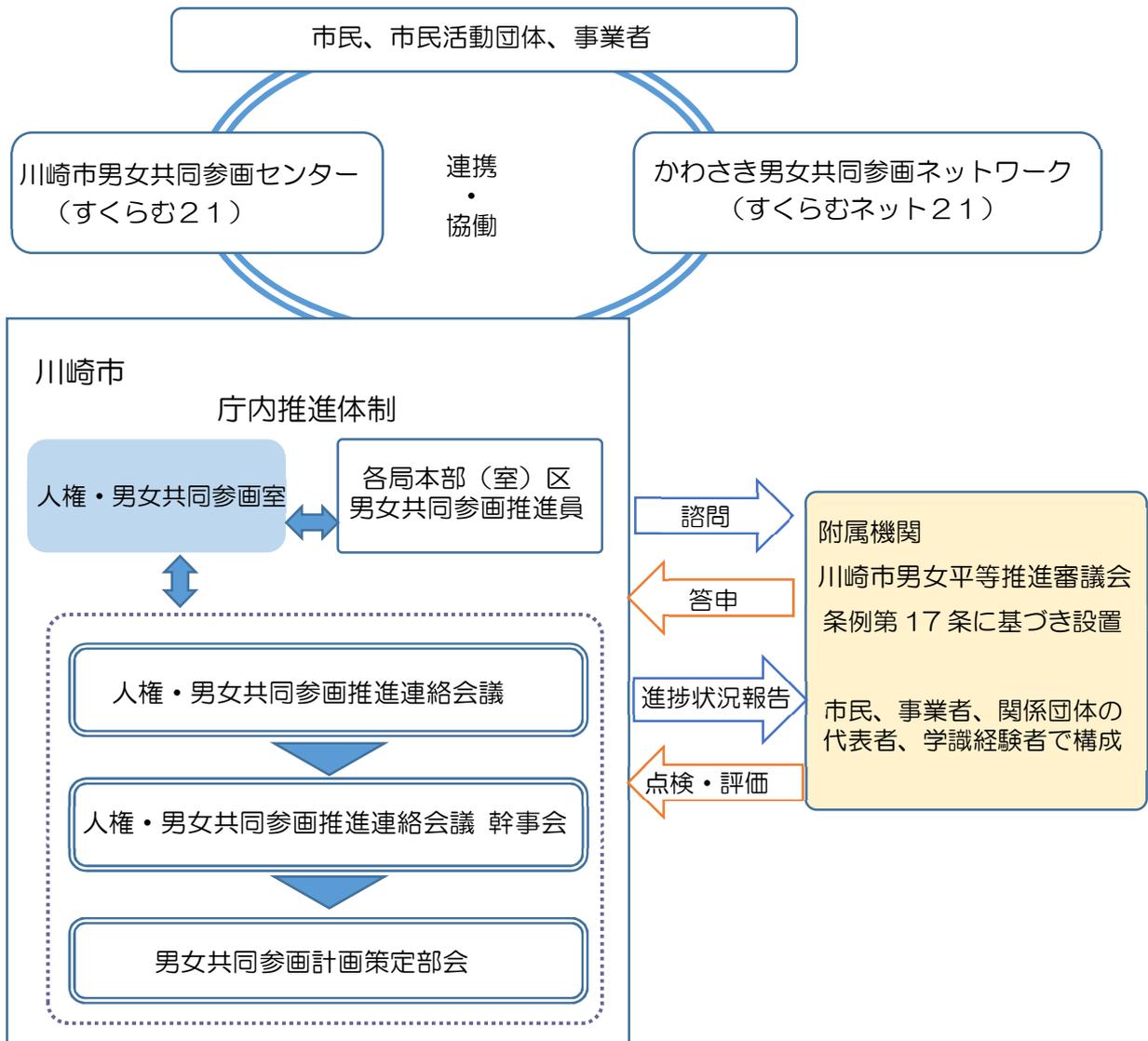
⁴ 一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること。

- ③ 川崎市男女平等推進行動計画の年次報告に関すること。
- ④ 所管する審議会等の委員選任に係る事前協議に関すること。
- ⑤ その他男女平等の推進に必要なこと。

(3) 市、市民、事業者との連携による推進

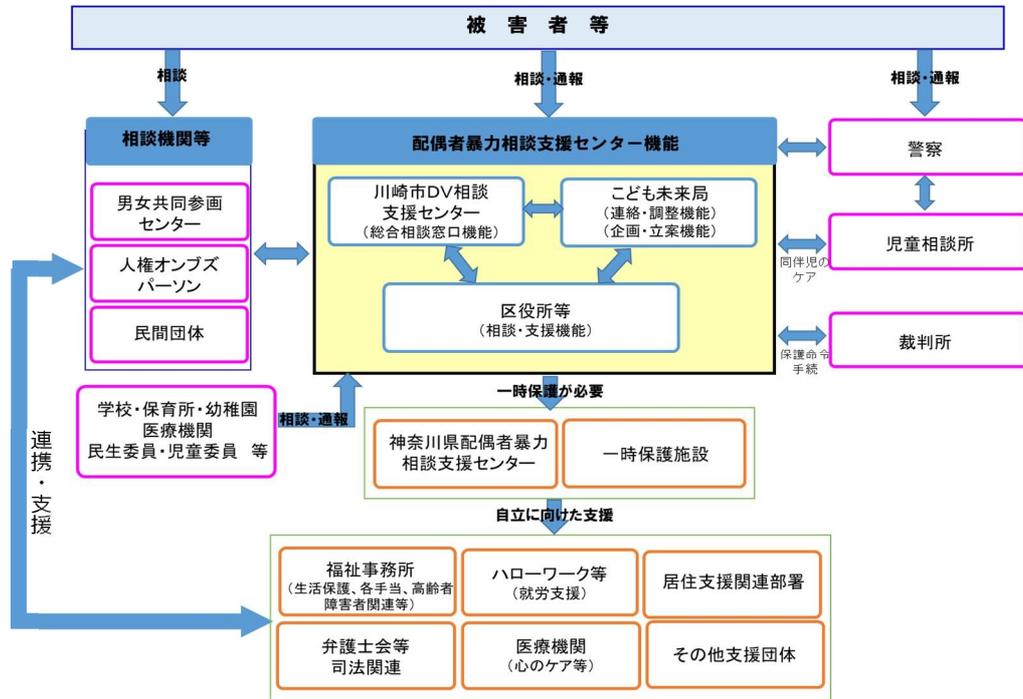
かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）

市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現を目指す場として、平成 17（2005）年にかわさき男女共同参画ネットワークを設立しました。ネットワークには、市域で活動する民間団体等（令和 3（2021）年現在 44 団体）が加盟しており、これらの団体が、地域社会の一員として「身の回りから」男女共同参画を推進することを目的として活動しています。年間を通じて、男女共同参画に係る情報共有や意見交換を行うほか、「男女共同参画かわさきフォーラム」を開催し市民に向けた啓発活動も行っています。



(4) DV被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援の体系

DV被害者支援や困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、関係機関や民間団体等と連携・協力して取組を進めていく。



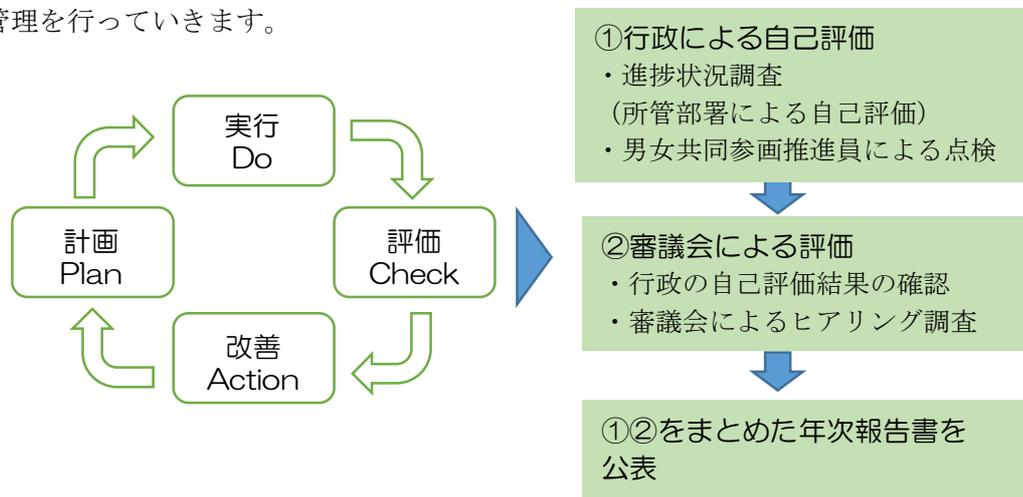
2 計画の点検・評価

(1) 事業の点検・評価

毎年、事業の所管課及び男女共同参画推進員から、施策の取組状況について報告を受け、計画の進捗状況を把握します。その結果を審議会に報告し、所管課へのヒアリング等を通じて、点検・評価を行います。

(2) 結果の公表

事業の進捗状況についての所管課及び男女共同参画推進員からの報告と審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。報告書の作成に当たっては、計画の進捗状況や主要な取組を精選して市民に分かりやすく示すなど、効率的・効果的な進捗管理を行っていきます。



(3) 参考指標

計画の進捗状況については、以下の項目の実績を指標として設定し、取組状況を確認してまいります。

目標	基本施策	項目	現状値 【年度】	推移の 方向
I	1	ホームページアクセス件数（川崎市男女平等施策のページ、男女共同参画センターのホームページ）	168,220 件 【令和 6 (2024) 年度】	増加
	2	市職員に向けた男女共同参画に関する研修等の実施回数	8 回 【令和 6 (2024) 年度】	現状値 以上
II	3	女性委員ゼロの審議会等の数	19 【令和 7 (2025) 年度】	減少
	4	キャリアサポートかわさき等の市の就業支援事業による女性の就職決定者数	263 人 【令和 6 (2024) 年度】	増加
	5	配偶者が出産した市職員（*）に占める育児休業取得者割合（2週間以上の取得） （*市長事務部局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局）	93.2% 【令和 6 (2024) 年度】	現状値 以上
	6	両親学級事業におけるパートナーの出席率	93.9% 【令和 6 (2024) 年度】	現状値 以上
	7	女性の活躍推進や多様な働き方、ハラスメント防止に関する講座の受講企業数	23 社 【令和 6 (2024) 年度】	増加
III	8	町内会・自治会の会長に占める女性の割合	10.7% 【令和 6 (2024) 年度】	増加
	9	かわさき若者サポートステーション事業登録者数	185 人 【令和 6 (2024) 年度】	—
	10	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	99.0% 【令和 6 (2024) 年度】	維持
IV	11	女性相談延べ件数	12,306 件 【令和 6 (2024) 年度】	—
	12	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ① 「平手で打つ」（身体的暴力） ② 「殴るふりをしておどす」（精神的暴力） ③ 「必要な生活費を渡さない」（経済的暴力） ④ 「性的な行為を強要する」（性的暴力） ⑤ 「交友関係や電話を細かく監視する」（社会的暴力） DV被害にあった際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	①83.9% ②74.4% ③83.5% ④91.3% ⑤69.1% 【令和 5 (2023) 年度】 56.3% 【令和 5 (2023) 年度】	増加 減少

参考資料 1

用語解説

アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と言われる(「無意識の思い込み」とも呼ばれる)。具体的には「育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない」「男性は気を遣う仕事やきめ細かな作業は向いていない」などが該当する。

SDGs (持続可能な開発目標)

平成 27(2015)年に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた目標のこと。17 のゴールと 169 のターゲットで構成される。

→「持続可能な開発サミット」の項目参照

SNS

ソーシャル・ネット・ワーキング・サービスの略語であり、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型サービスのことをいう。

L字カーブ

女性の正規雇用比率が現象を表した言葉であり、年齢階級別に見た女性の正規雇用比率の線グラフが、20 代後半をピークに低下することが、アルファベットの L のようなカーブに見えることに由来する。「M字カ

ーブ」が女性の就労に関する全体傾向を捉えているのに対して、「L字カーブ」はその中でも正規雇用に焦点を当てている違いがある。

M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。こうした形状になる背景には、女性は結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する傾向があることによる。

「かわさき☆えるぼし」認証制度

川崎市内で女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を「かわさき☆えるぼし」認証企業として認証する制度。川崎市が、平成 30(2018)年度に独自に創設し、令和 8(2026)年 1 月現在、160 社が認証企業となっている。

かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット 21)

市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現を目指す場として、平成 17(2005)年に設立された。令和 3(2021)年現在、市域で活動する 44 の民間団体等が加盟しており、「身の回りから」男女共同参画を推進することを目的として活動している。

固定的な性別役割分担意識

性別にかかわらず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男

は主要な業務、女は補助的業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいう。

ジェンダー

生まれ育った環境から生じる男女の違い（性差）や、社会的に決められた男女の役割（性役割）を表す言葉。現在では、人間を男女（またはそれ以外）に分類するようなもの見方そのものを指すこともあれば、単に「性別」という意味でも用いられることがある。

ジェンダー統計

社会的・文化的に形成された男女の生活や意識における偏り、格差、差別を明らかにする統計を指す。ジェンダー平等を実現するには、まずその不平等さを明確にすることが必要であり、1975年の国際婦人年に開催されたメキシコ会議において、女性が置かれている差別的状況を把握するための統計の重要性が指摘された。第4回世界女性会議でもその必要性が取り上げられ、日本でも、女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行っていくことが大きな課題となっている。

ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表する指標であり、経済・教育・健康・政治の4分野における

男女格差を数値化しランク付けしたもので、0が完全不平等、1が完全平等。

→「世界経済フォーラム（WEF）」の項目参照

ジェンダー平等

ジェンダーに基づく差別や偏見、経済的・社会的な不平等を受けることなく、人権が尊重されることをいう。平成27(2015)年に採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、17の目標のうち5番目を「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」として位置付けている。
→「持続可能な開発サミット」の項目参照

持続可能な開発サミット

平成27(2015)年に、ニューヨーク国連本部において開催された会議。150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択された。
→「SDGs（持続可能な開発目標）」の項目参照

支援調整会議

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）に基づき、地方公共団体が設置する会議であり、地域の関係機関が情報共有を行い、本人参加の下でアセスメントを踏まえた支援方針を協議し、役割分担を明確化するとともに、地域資源の把握や支援体制の検討・評価を通じて、切れ目なく継続的な支援の実現を目指すものである。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念であり、「こころの性」と呼ばれることもある。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。

性的マイノリティ

セクシュアリティが少数派の人々の総称を指す。同性愛や両性愛、トランスジェンダー、インターセックス（性分化疾患）の人々を含む。レズビアン（Lesbian、同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（Gay、同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（Bisexual、同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）、トランスジェンダー（Transgender、出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）の英語表記の頭文字を取った「LGBT」という表現もある。

また、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の英語表記の頭文字を取って「SOGI」と表現することもある。

SOGIとは、全ての人の多様な性のあり方が保障されるべきという考えに基づいており、性的マイノリティの性的指向や性自認に関するハラスメントをSOGIハラスメントと表現することもある。

世界経済フォーラム

世界経済フォーラム（WEF）は、1971年に設立された国際的な非営利団体である。政治、経済、学術、市民社会などの分野のリーダーが集まり、地球規模の課題について議論と協力を行う場を提供している。気候変動、経済成長、技術革新、ジェンダー平等など、持続可能な未来に向けたテーマが取り上げられている。

世界女性会議

国際社会では、昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、5年ごとに各地で世界女性会議が開催されてきた。平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、ジェンダー平等を目指す取組の指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択された。政府間会議には190カ国が参加するとともに、2000を超えるNGOも参加し、政府間会議と並行して、「NGOフォーラム北京'95」も開催された。

ダブルケア

晩婚化・晩産化を背景に、1人の人や1つの世帯が、同時期に育児と介護の両方に直面する状況を指す。総務省の2017年の調査の再集計によれば、ダブルケアを行う者の推計人口は29万4千人となっており、男女別では、男性が9万7千人、女性が19万7千人と、女性により負担が偏っている実態がうかがえる。

独立行政法人男女共同参画機構法

男女共同参画社会の形成を促進するため、研修・調査研究・情報提供・関係機関との連携を担う独立行政法人の設置を定め、国立女性教育会館の機能を継承し、地方の男女共同参画センターを支援する「センター・オブ・センターズ」として位置づける法律として令和7年6月に制定された。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去に関係があった者を含む）から振るわれる暴力のこと。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社

会的暴力など多様な種類がある。交際相手からの暴力をデートDVという。

内閣府地域女性活躍推進交付金

都道府県及び市町村が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的として、内閣府から交付される交付金である。

年収の壁

「年収の壁」とは、働く人の年収が一定の額を超えると、社会保険料の負担が発生し、手取り収入が減ってしまうことを指すもので、働く時間を控える人もいる。

パタニティ・ハラスメント

男性が育児のための制度を利用・希望したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

→「マタニティ・ハラスメント」の項目参照

プレコンセプションケア

国の「成育医療等の提供に関する施策の総合的推進に関する基本的方針」（令和5年3月22日閣議 決定）において、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、妊娠前から心身の健康管理を行うよう促す取組として位置づけられ、健康な生活習慣を身に着け、将来の健康リスクを減らすことを目的とする取組である。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差

を改善するために、必要な範囲において男女のいずれかの一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。具体的な手法としては、性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度(クォータ制)や、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式(ゴール・アンド・タイムテーブル方式)などがある。

マタニティ・ハラスメント

女性が妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を、構成要素とする複合的な能力のことをいう。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6(1994)年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定で

き、そのための情報と手段を得ることができるといふ基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりが、性別や年齢にかかわらず、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

参考資料 2

計画策定の経過

第6期行動計画は、令和5(2025)年3月の第11期川崎市男女平等推進審議会答申「第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について」に基づき、関係機関等と協議調整を行い、計画(案)を作成しました。計画(案)に対しては意見募集(パブリックコメント手続)を実施し、市民からの意見も踏まえ、第6期行動計画を策定しました。

年 月	経 過
令和5(2023)年4月	川崎市市長から第11期川崎市男女平等推進審議会へ諮問 諮問事項：第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について
令和5(2023)年12月 、 令和6(2024)年10月	男女平等推進行動計画策定部会を設置し、答申に向けた基本的な考え方を部会報告書としてまとめ、川崎市男女平等推進審議会へ報告
令和7(2025)年3月	第11期川崎市男女平等推進審議会が市長へ答申 答申：第6期川崎市男女平等推進行動計画の策定について
令和7(2025)年5月	人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会男女平等推進部会、人権・男女共同参画推進連絡会議・幹事会の開催
令和7(2025)年10月	第12期川崎市男女平等推進審議会に経過報告
令和7(2025)年11月	「第6期川崎男女平等推進行動計画(案)」作成
令和7(2025)年11月26日 、 令和7(2025)年12月26日	「第6期川崎男女平等推進行動計画(案)」に対する意見募集(パブリックコメント手続)を実施
令和7(2025)年12月	「第6期川崎男女平等推進行動計画(案)」に対する市民説明会を実施
令和8(2026)年3月	「第6期川崎男女平等推進行動計画」策定・公表

参考資料 3

男女共同参画関連年表

年	国連・国内の動き	川崎市の動き
昭和 50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年世界会議（メキシコ・シティ）「世界行動計画」を採択（6月） ・国連総会で 1976～85 年を「国連婦人の十年」と決定（12月） 	
昭和 52 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定（1月） 	
昭和 54 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会「女子差別撤廃条約」採択（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題行政窓口を教育委員会社会教育課に設置（4月）
昭和 55 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）にて「女子差別撤廃条約」署名（7月） 	
昭和 57 (1982)		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市婦人問題懇話会発足（6月）
昭和 58 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市婦人問題行政連絡推進会議及び同幹事会（庁内連絡・調整組織）設置（1月）→川崎市女性行政推進連絡会議（平成9年4月）→川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議（平成11年4月）に組織変更 ・市民局婦人室設置（6月）
昭和 60 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法及び戸籍法一部改正【父母両系主義の採用等】（1月） ・「女子差別撤廃条約」批准（6月） ・「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市男女共同社会をめざす計画」策定（5月）
昭和 61 (1986)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法一部改正【女性の年金権の確立】（4月） ・男女雇用機会均等法施行（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市女性問題推進協議会設置（3月）
昭和 62 (1987)	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（5月） 	
昭和 63 (1988)		<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市男女共同社会をめざす計画」第2期実施計画策定（3月）
平成 2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民局女性行政推進室に組織変更（5月） ・川崎市女性問題推進協議会を川崎市女性行政推進協議会に名称変更（6月）
平成 3 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市男女共同社会をめざす計画」第3期実施計画策定（3月）
平成 4 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法施行（4月） 	

年	国連・国内の動き	川崎市の動き
平成 5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議（ウィーン）「ウィーン宣言及び行動計画」採択（6月） ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（12月） ・パートタイム労働法施行（12月） 	
平成 6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室（総理府）、男女共同参画審議会設置（6月）、男女共同参画推進本部設置（7月） ・国際人口・開発会議（カイロ）「カイロ宣言」採択（9月） 	
平成 7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択（9月） ・育児休業法の改正施行【介護休業の法制化】（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき男女平等推進プラン」策定（1月） ・川崎市女性行政推進協議会を川崎市男女平等推進協議会に名称変更（3月）
平成 8 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画2000年プラン」策定（12月） 	
平成 10 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき男女平等推進プラン」第2期実施計画策定（3月）
平成 11 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の一部改正施行【セクハラ防止措置義務化、ポジティブ・アクション規定追加】（4月） ・育児・介護休業法の一部改正施行（4月） ・男女共同参画社会基本法公布・施行（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民局人権・男女共同参画室に組織変更（4月） ・川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）開設（9月）
平成 12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）（6月） ・ストーカー行為等の規制等に関する法律施行（11月） ・「男女共同参画基本計画」策定（12月） 	
平成 13 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議、男女共同参画局設置（1月） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）施行（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等かわさき条例公布（6月）・施行【第7条を除く】（10月）
平成 14 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法の一部改正施行【仕事と家庭の両立支援策の充実】（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期川崎市男女平等推進審議会設置（2月） ・人権オンブズパーソン条例施行（4月） ・男女平等かわさき条例第7条施行（5月）
平成 15 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び寡婦福祉法等の一部改正施行【母子家庭等の自立促進】（4月） ・次世代育成支援対策推進法施行（7月） ・少子化社会対策基本法施行（9月） 	
平成 16 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法の一部改正施行【「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充】（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(計画期間:平成16～20年度)策定（5月）・第2期川崎市男女平等推進審議会設置（5月）

年	国連・国内の動き	川崎市の動き
平成 17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）（2月） ・育児・介護休業法の一部改正施行【育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設】（4月） ・刑法等の一部改正施行【人身売買罪の新設】（7月） ・「男女共同参画基本計画」（第2次）策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき男女共同参画ネットワーク」発足（11月）
平成 18 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法等の一部改正施行【労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等】（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期川崎市男女平等推進審議会設置（7月）
平成 19 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の一部改正施行【男女双方に対する差別・間接差別の禁止】（4月） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定（12月） 	
平成 20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法の一部改正施行【脅迫に関する保護命令の拡大、市町村の基本計画策定の努力義務化等】（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期川崎市男女平等推進審議会設置（11月）
平成 21 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法一部改正施行【短時間勤務制度の義務化】（7月） ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（計画期間：平成21～25年度）策定（3月）
平成 22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法の一部改正施行【短時間勤務制度、所定外労働の免除の義務化等】（6月） ・「第3次男女共同参画基本計画」策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市DV被害者支援基本計画」（計画期間：平成22～26年度）策定（3月）
平成 23 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントをめざす国連機関）発足（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期川崎市男女平等推進審議会設置（4月）
平成 25 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> ・第6期川崎市男女平等推進審議会設置（4月）
平成 26 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止法の一部改正施行【法の適用対象を生活の本拠をともにする交際相手からの暴力に拡大】（1月） ・母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正施行【父子家庭への支援の拡大】（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（計画期間：平成26～30年度）策定（3月）
平成 27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行（9月） ・「国連持続可能な開発サミット」においてSDGsが採択（9月） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」（計画期間：平成27～令和元年度）策定（3月） ・第7期川崎市男女平等推進審議会設置（4月）

年	国連・国内の動き	川崎市の動き
平成 28 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約実施状況第 7・8 回報告への女子差別撤廃委員会の最終見解公表 (3 月) 	
平成 29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ストーカー行為等の規制等に関する法律一部改正施行【規制対象行為拡大】(1 月) 育児・介護休業法及び雇用機会均等法の一部改正施行【妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置義務化】(1 月) 刑法等の一部改正施行【性犯罪厳罰化】(7 月) 育児・介護休業法の一部改正施行【育児休業期間の延長】(10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> 第 8 期川崎市男女平等推進審議会設置 (4 月)
平成 30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行 (5 月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第 4 期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(計画期間：平成 30～令和 3 年度) 策定 (3 月) 「かわさき☆えるぼし」認証制度創設 (9 月)
令和 31/ 令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革関連法施行 (4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> 第 9 期川崎市男女平等推進審議会設置 (4 月)
令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の一部改正施行【一般事業主行動計画の内容強化等】(4 月) DV 防止法の一部改正施行【DV 被害者支援と児童虐待対応との連携の強化】(4 月) 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定 (5 月) 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」策定 (6 月) 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 (12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 期川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画」(計画期間：令和 2～6 年度) 策定 (2 月) 「川崎市パートナーシップ宣誓制度」創設 (7 月)
令和 3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」公表 (4 月) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部改正施行 (6 月) 	<ul style="list-style-type: none"> 第 10 期川崎市男女平等推進審議会設置 (4 月)
令和 5 (2023)		<ul style="list-style-type: none"> 第 11 期川崎市男女平等推進審議会設置 (4 月)
令和 6 (2024)	<ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行 (4 月) DV 防止法の一部改正施行【保護命令の発令要件に精神的暴力も追加等】(4 月) 女子差別撤廃条約実施状況第 9 回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表 (10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 期川崎市 DV 防止・被害者支援基本計画」の計画期間を 1 年延長
令和 7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法の一部改正【男女間賃金差異等の義務化対象企業の拡大】(6 月) 独立行政法人男女共同参画機構法公布 (6 月) 「第 6 次男女共同参画基本計画」策定作業 	<ul style="list-style-type: none"> 第 12 期川崎市男女平等推進審議会設置 (4 月)

参考資料 4

男女平等かわさき条例

(平成13年川崎市条例第14号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条～第7条)
 - 第2章 基本施策等(第8条～第15条)
 - 第3章 拠点施設(第16条)
 - 第4章 男女平等推進審議会(第17条)
 - 第5章 雑則(第18条)
- 附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女平等は、次の基本理念のっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- (2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- (3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- (4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- (5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と

相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第3条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組む、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営

に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

参考資料 5

川崎市男女平等推進審議会規則

(平成13年川崎市規則第83号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第16号抄)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第17条第9項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は会長は招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

参考資料 6

川崎市男女共同参画センター条例

(平成11年川崎市条例第10号)

(目的及び設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与するため、川崎市男女共同参画センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、川崎市高津区溝口2丁目20番1号とする。

(ホール)

2 センターに、第1条の目的のほか、青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与することを目的として、ホールを付設する。

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行う。

- (1) 調査及び研究に関すること。
- (2) 相談に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 研修会、講演会等の開催に関すること。
- (5) 市民の学習、研修及び交流の活動の支援に関すること。

(6) 施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用に供すること。

(指定管理者)

第4条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(1) センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、施設等の利用許可に関する業務その他のセンターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休館日)

第7条 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

利用時間 午前9時から午後9時30分まで
休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用許可)

第8条 センターの施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第9条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第11条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設等の利用を不相当であると認めるときは、第8条の許可をしない。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第8条の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用の目的に反したとき。

(2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定

管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の許可を取り消され、若しくは施設等の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第17条 市及び指定管理者は、第13条第5号に該当する場合を除き、第8条の許可の取消し又は施設等の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

(損害の賠償)

第18条 施設等に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成11年6月30日規則第64号で平成11年9月1日から施行)

附 則 (平成12年3月31日条例第38号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成12年5月25日規則第86号で平成12年8月2日から施行)

附 則 (平成17年7月1日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の次に4条を加える改正規定(第4条第2項及び第3項に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った使用許可その他の行為で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において改正後の条例(以下「新条例」という。)の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが新条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)となるものは、施行日以後においては、指定管理者の行った利用許可その他の行為とみなす。

附 則 (平成27年3月23日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日

(2) 第3条の規定 平成27年6月1日

(3) 第19条の規定 平成27年7月1日

(4) 第7条の規定 平成28年4月1日

(5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日

(6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日

(7) 第6条の規定 平成28年9月1日

(8) 第5条の規定 平成28年10月1日

(9) 第8条の規定 平成28年11月1日

別表(第9条関係) (略)

参考資料 7

男女共同参画社会基本法（抄）

（平成11年法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する

ことをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（独立行政法人男女共同参画機構の役割）

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会

の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ず

るように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議
以下省略

参考資料 8

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家

族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則ののっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生

活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申

請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものである。その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の

公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する

情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十條第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八條第一項に規定する一般事業主又は第二十條第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八條第七項に規定する一般事業主に対し、前條の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。(権限の委任)

第三十二條 第八條、第九條、第十一條、第十二條、第十五條、第十六條、第三十條及び前條に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含

む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第三百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言

動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

参考資料 9

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年年法律第31号）

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する

事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な

理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居してい

る者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法

（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠として

いる住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に於いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合に於ては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合に於ては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び

場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談

し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができる。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものと

みなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事

件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

*別表省略

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下

の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

参考資料 10

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二條）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念の通り、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府

県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努

めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支

援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）

及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定

に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日